



広報

ふくしま

2026



揮毫 / 名誉町民 秋元 貢氏 (第53代横綱千代の富士)



No. 833



今月の表紙

3月18日(水) 第116回卒業証書授与式〈吉岡小学校〉

吉岡小学校にて3年ぶりとなる卒業証書授与式が行われ、5名の卒業生たちは思い出を胸に学び舎から旅立ちました。
(卒業式特集は18～19ページに掲載しています)

今月号の内容

- | | | | |
|---------------------------|------|----------------------|------|
| ■ 町長のしごと日記 | P 2 | ■ 国民年金のおしらせ | P 28 |
| ■ 春のヒグマ注意特別期間が始まります! | P 3 | ■ ごみ減量化広報 | P 29 |
| ■ 町政執行方針 | P 4 | ■ 浄化槽整備事業のお知らせ | P 30 |
| ■ 教育行政執行方針 | P 12 | ■ 国民健康保険資格の異動手続きについて | P 31 |
| ■ 令和8年度予算概要 | P 16 | ■ 障がい福祉サービス・制度のご紹介 | P 32 |
| ■ 卒業式特集 | P 18 | ■ 診療所だより～やまゆりの風～ | P 34 |
| ■ タウン情報 | P 20 | ■ 健康情報コーナー | P 35 |
| ■ 第2青函トンネル構想の実現へ前進 | P 21 | ■ マリンビジョンニュース | P 36 |
| ■ 経済センサスー活動調査にご協力をお願いします! | P 22 | ■ 補助金・奨励金の限度額が変わります! | P 37 |
| ■ 行事予定 | P 23 | ■ 福島町のさまざまな制度 | P 38 |
| ■ 情報コーナー | P 24 | ■ 町議会定例会3月会議 | P 40 |
| ■ 図書室NEWS | P 25 | ■ 役場からのお知らせ ほか | P 42 |
| ■ 生涯学習コーナー | P 26 | ■ 送電線増強工事のお知らせ ほか | P 45 |
| | | ■ ちびっこギャラリー ほか | P 46 |



北方領土返還要求運動のシンボルの花「千島桜」



～元気で笑顔のあふれる福島町を実現するために～
【夢の実現に向けて、新たなステージへ・・・】

例年になく雪の多かった1月・2月が終わり、カレンダーも3月から4月が変わって津軽海峡からの風も少し柔らかくなってきております。

2月10日(火)、ホテルポールスター札幌において、トンネル技術研究発表会が開催され、第2青函トンネル構想を実現する会として石岡副会長と共に参加をいたしました。

当日は、特別講演として、高速鉄道建設研究会の吉川大三さんによる「第2津軽海峡線(青函トンネル)建設構想」と題した講演が行われ、なぜ、第2青函トンネルが必要か? などのお話がありました。

当研究会には、土木技術の専門家など約150人余りが参加し、吉川先生の話に熱心に耳を傾ける姿があり、第2青函トンネルの実現に向けた良い機会となりました。

2月17日(火)、同じくホテルポールスター札幌において、北海道防災協会の令和7年度第1回委員会が開催され、会長の竹中むかわ町長が勇退されることに伴い、現副会長の私が新たな会長に推薦されることとなり、4月に開催される通常総会において正式に会長に就任する運びとなっております。

全道の会長として、より責任が増すこととなりますが、福島町はもとより全道市町村の災害予防に尽くしてまいる所存ですので、町民の皆さまのご支援とご理解をお願いいたします。

2月22日(日)、九重部屋でおなじみの関取千代丸こと千代丸一樹さんと紀帆さんの結婚祝賀パーティーが東京都のザ・プリンス パークタワー東京で行われ、お招きをいただき出席をさせていただきました。全国から多くの方々がお祝いに駆け付け、華やかに行われました。

九重親方(元大関千代大海)や先代のおかみさんも出席されており、ごあいさつをさせていただきました。

ぜひ、今度は家族で福島町へお越しいただけるようお待ちしております。

3月1日(日)には、福島商業高等学校第72回卒業証書授与式に出席をさせていただきました。

当日の祝辞でも述べさせていただきましたが、今年の卒業生は、町が初めて全国募集した最初の入学生で、全国各地から福島町で学びたいと福島商業高校に入学した子どもたちです。この子どもたちが福島商業高校の存続の危機を救ってくれたといっても過言ではなく、改めて感謝を申し上げます。

ぜひ、卒業生の皆さまは、それぞれの道を真っすぐに歩み、大いに社会にチャレンジしてくれることを期待しております。

そしてこれまで温かく見守ってくれた、ご家族や先生方に素直な言葉で気持ちを伝えてください。自分たちが学び育った福島町を誇りにもって、それぞれの新たな場所で福島町の応援団となることを願っております。

3月&4月は子どもたちにとって大事なイベントとして、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校の卒業式や入学式が行われます。

これからも私たちは、行政の立場でしっかりと子どもたちを支援し、応援してまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

「全力で頑張れ福島の子どもたち」、福島町は皆さんを全力で応援しております。

厳しい冬も終わり、春はすぐそこまで来ております。桜の開花が楽しみです。

春のヒグマ注意特別期間が始まります!

北海道では、**4月1日(水)～5月31日(日)までの期間を『春のヒグマ注意特別期間』**に設定しています。

春はヒグマが冬眠から目覚め、積極的に活動を始めます。

ヒグマによる事故を避けるためには、『ヒグマを人里付近へ引き寄せないこと』、『ヒグマと出会わないこと』が大切です。

そのため、日常生活や山林に入る際は、次のことに注意しましょう。



日常生活で気を付けること

- ☑ **ゴミ出しは収集日の朝に行う**
(収集日前、夜間などにゴミを出さない)
※とくに『生ゴミ』などのにおいが強いもの
- ☑ **家庭菜園などでの野菜や果実などの適切な管理**
 - ・野菜などを放置しない
 - ・コンポスト(肥料)などを放置しない
 - ・クマなどの形跡が見られたら片づける など
- ☑ **所有する土地の適切な管理**
 - ・可能な範囲での草刈 など



山林に入る際に気を付けること

- ☑ **行き先、戻る予定時刻などを事前に誰かに伝える**
- ☑ **1人での行動は避け、複数人で行動する**
- ☑ **フンや足跡などを見つけた場合はすぐに引き返す**



足跡



フン(草本)



食痕(フキ)

- ☑ **ゴミや食べ物は必ず持ち帰る**
- ☑ **出没情報などについて事前に調べる**



◀北海道庁
ホームページ
ヒグマ注意情報



◀福島町ヒグマ情報
ひぐまっぴ
(2026年分)

ヒグマの1年

事故多発

事故多発

冬眠・出産			冬眠明け		子グマの親離れ繁殖期		山野のエサが少なく農業被害を起こすことも		冬眠準備		冬眠
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

ヒグマに出遭ってしまった場合

遠くにヒグマを見つけたら

落ちついて状況を判断してください。ヒグマがこちらに気づいていないなら、その場から静かに立ち去りましょう。

ヒグマがこちらに気づいたら

ヒグマの移動する方向を見定めながら、静かに立ち去りましょう。あわてることは事故につながります。まず落ちつくことです。普通にしていれば、ほとんどのヒグマは立ち去るはずですが。

それでも近づいてきたら

ヒグマから視線をはなさないでください。そしてヒグマの動きを見ながらゆっくりと後退してください。

走って逃げるのは自殺行為

ヒグマを刺激しないことです。まず落ちついてゆっくりと後ずさりしてヒグマから目を離さず、その場から離れましょう。

子グマの後ろに必ず母グマあり

可愛いからと近づかないで!

子グマを見つけたら絶対に近づかず、すみやかに立ち去ってください。母グマは子グマを守ろうと攻撃してきます。

襲い掛かってきたら

100% 完全な対応ではないですが

北米では、首の後ろを手で覆い、地面に伏して、頸部、後頭部への致命傷を防ぐ方法を勧めています。道内の死亡事故でもこの部分が致命傷となっている事例がみられます。攻撃を止めるためには、クマ撃退スプレーが有効です。

お問い合わせ先 産業課 農林係 ☎47-3002

3月10日(火)から開催された『町議会定例会3月会議』において、鳴海町長と小野寺教育長より、まちづくりの方針である「町政執行方針」と「教育行政執行方針」が表明されました。鳴海町長と小野寺教育長が示した方針についてお伝えします。

令和8年度 町政執行方針

福島町長
鳴海 清春



I はじめに

昨年は合併70周年の節目の年を、先人の歩みに感謝し、町民の皆さま方と共に祝いすることができました。

先人たちが脈々と築き上げてきた歴史、歩みに思いをいたし、新たな年のスタートに当たり、責任と覚悟をもって、未来の子どもたちのための“まちづくり”を進め、明るい未来を構築してまいります。

町民の皆さまと共に歩み、町民の皆さまと共に新たな歴史を全力で歩んでまいります。

国は、日本列島を強く、豊かにするための予算として、122兆3千億円の過去最大規模の令和8年度予算を閣議決定しております。

概算予算の重点事項に、経済・物価動向などの反映、こども・子育て加速化プランの推進などが盛り込まれております。

また、地方財源対策として、地方交付税などの地方一般財源が67兆5千億円と8年連続で増額されております。

国の動向に注視し、スピード感をもって町政の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

常々、私は、政(まつりごと)は、町民との信頼関係が大切であり、善き政は町民との信頼から始まり、町民と行政の信頼関係で成り立っていると感じております。

私は、町長に就任以来、町民との信頼を基本とし、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢とし、基幹産業である水産業や子育て支援を重点に町政を推進しております。

町においては、第6次福島町総合計画を“まちづくり”の基本に据え、町民の思いに寄り添った町政を推進してまいります。

当計画の重点事項として、引き続き、若者の移住定住対策・子育て支援並びに基幹産業の安定的な資源確保に重点的に予算配分をするとともに、地球環境の変化が引き起こす自然災害に対応した、防災計画、津波避難対策計画などにに基づき、町民の生命財産を守る事業を着実に進めてまいります。

私たちは、人口減少並びに高齢化という厳しい荒波の中で、町が持っている潜在的な地域資源を生かし、今、できる最大の努力を惜しまず、そして勇気をもって果敢に未来にチャレンジする。

そのことが地域の魅力を高め、地域経済を循環させ、“まち”の発展へと繋がっていくものと確信しております。

困難を乗り越えた先に明るい未来があると信じ、町民が共に力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合い、絆を深め、町民一人ひとりがそれぞれ小さなまちづくりを探求・実践する。

そのことが新たな71年目の「まちづくり」に繋が

り、新たな道につながるものと信じております。

私は、今の時代を生かされるものの一人として、また、町民からまちづくりを託されたトップとしての責任において、この厳しい時代にあっても、困難から逃げることなく、果敢に挑戦し、常に謙虚な姿勢で町政と向き合い、まちづくりの主役である町民の思いに寄り添い、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

Ⅱ 町政の基本方針

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

町の政策の柱である「第6次福島町総合計画」で掲げたテーマの「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち『ふくしま』を共に創る～」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、第6次福島町総合計画の基本計画および実施計画を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、子育て支援、高齢者が安心して住み暮らせる政策予算を積極的に措置しております。

高齢化と人口減少が続く中で、各分野において人手不足が顕著となってきており、若い人たちがまちづくりに参画する体制の構築が急がれており、次の時代を担う人材育成が喫緊の課題となっております。

そのような中であって、福島商業高校に全国から福島町で学びたいと多くの子どもたちが入学しております。今、この子どもたちがまちの新たな活力となり、新たな人財の芽となり大きく育つことが期待されております。

町では、青少年交流センターを人材育成の拠点と位置づけ、若い世代が大いに語り、交流することで、人材の育成はもとより、卒業後の町内での就労、関係人口・交流人口の増加を目指してまいります。



また、まちの活力となる若者の定住促進を図るため、引き続き子育て支援に重点を置きながら若者の定住促進に向けた住宅整備を促進してまいります。

近年、地球温暖化による海水温などの気候変動がもたらす災害が全国的に多発しており、当町においても日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波が想定され、国の特別強化地域に指定されていることから、町民の生命財産を守ることを第一優先に、災害時における津波一時避難場所の整備や避難先の備蓄庫などの設置を進めてまいります。

また、人口減少が続く中で、限られた予算を有効活用し、真に必要な事業を優先的に選択するとともに、常に改革、改善を探求し、事務効率を高めながら今できる最善の行政サービスの維持に努めてまいります。

Ⅲ 主な施策の推進

次に、令和8年度におけるまちづくりについて、「第6次福島町総合計画」の「5つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

1 産業を活性化し、地域資源を活かすまちづくり

エネルギー・食料品価格の物価高騰に加え、長引く水産物の国内需要の低迷や、スルメイカ資源が回復傾向にある中、漁獲可能量の制限を受け、依然としてするめ加工原料の不足が続いており、水産加工業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

町の基幹産業である漁業にあっては、当町の浜の主力である養殖昆布漁業は安定した生産を維持しており、道内の天然昆布の不漁が続く中、水揚金額が9億7千万円に達して対前年比で約15%の増、ウニも2億1千万円に達して対前年比で約28%の増となり、いずれも一昨年に引き続いて、高い生産額となっております。

また、令和6年度から稼働した水産種苗生産等施設が採卵から種苗出荷まで順調に終えておりますが、海水温の影響により母藻の確保が年々厳しさを増している状況にあることから、関係機関と連携を図り、成熟誘導による種苗生産の確立などの試験を進め、養殖昆布などによる持続可能な前浜資源の確保を引き続き支援してまいります。

なお、養殖昆布のさらなる品質向上を図るため、昆布等共同利用施設の整備に向けて、漁業協同組合や関係機関と連携して進めてまいります。

漁業生産の基盤である漁港整備については、第3種福島漁港では引き続き天蓋施設の整備促進を図ります。

また、第2種吉岡漁港については、機能保全事業による岸壁改良工事などの整備を図り、漁港の生産機能の向上に努めてまいります。

蝦夷アワビの陸上養殖については、種苗購入先である北海道栽培漁業振興公社において、アワビ種苗生産施設に紫外線殺菌装置が導入されたことから、令和8年度においては希望数の種苗が確保されることとなっております。

また、岩手県の北日本水産株式会社と連携し、令和7年度から実施している生産等調査事業を継続して実施し、新たな陸上養殖アワビの生産体制の確立に努めるとともに、安定的な出荷体制の再構築に向けた取り組みを推進してまいります。

農業については、営農者の減少・高齢化が著しく、後継者不足も相まって、当町における農業の維持・持続が大変厳しい状況にあります。町では、農業生産の将来を見据え、都市在住の方々と連携を図りながら、農業経営の新たな法人化を進めており、農業生産が継続できるよう「千軒そば」を核とした農業生産体制の再構築を進め、令和8年度に農業法人設立に対する支援を行い、農業生産基盤の確立が図られるよう取り組んでまいります。

林業については、森林の持つ公益的・多面的機能を積極的に活用し、将来にわたり持続的に享受できるよう、「福島町森林整備計画」に基づき地域資源の有効活用を目指すとともに、地域循環を推進する施策を進めてまいります。

また、ナラ枯れ対策については、北海道が策定している基本方針および「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」に基づき、被害木を適切に処理し、二次災害の可能性のある森林の被害木は、官民を問わずに町が実施主体となり対応してまいります。

有害鳥獣対策については、昨年、市街地でヒグマによる人身事故が発生しており、市街地へのヒグマ出没の抑制対策として緩衝帯の設置が有効であり、人里との境界線に電気柵の設置や草刈りを行ってまいります。

また、市街地へのヒグマの出没を想定した訓練を年1回以上行い、町、ハンターおよび関係機関と連携を図りながら有害駆除の体制を強化してまいります。

有害鳥獣減容化処理施設については、渡島西部3町のハンターの負担軽減および巡視活動時間の確保が図られるなど、ヒグマ・エゾシカの円滑な駆除に

つながっております。

特に令和7年度は、各地でヒグマの捕獲が増加したことにより、当該施設での処理も増え、処理装置への投入待機となる個体が発生するなど、将来的には処理装置の増台を含め、渡島西部4町での共同処理および管理の検討を進めてまいります。

当町の地域資源を活用した「青の洞窟」をめぐる「岩部クルーズ」は、本格運航開始後7年が経過し、年間平均4千人を超える予約者数を維持しており、乗船客からは高い評価をいただいております。

しかし、出航は天候に大きく左右されるため、乗船者の安全確保を第一優先に安全運航に努め、岩部地区の魅力の発信と交流人口の拡大を図ってまいります。

なお、国土交通省において、安全管理に関する法改正が進められており、今後、さらなる法改正が見込まれておりますので、引き続き、法令順守を徹底してまいります。



道の駅の管理については、令和6年度から一般社団法人福島町まちづくり工房に管理委託先を変更し、道の駅の一部リニューアルや商品の品ぞろえを充実したことなどによる効果が徐々に表れ、売上や来場者数の増加に繋がるなど、観光情報の発信および特産品販売などの充実が図られております。

なお、令和8年度からの道の駅の管理については、さらなるステップアップを目指し、指定管理者制度へ移行することとし、地場商品の販売に加え、指定管理受託者の商品開発による新たな特産品などの販売を支援してまいります。

町内の商工業については、長引く物価高騰の影響などにより、町内事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。

このようなことから、町内経済の循環を目的としたプレミアム商品券の発行については、多くの町内消費者が購入できるよう発行数を増やし、町民への

物価高対策並びに町内事業者の経営安定を図るとともに、地域振興事業に対し、商工会と連携しながら支援してまいります。

また、社会情勢の影響による金利の上昇に対応するため、福島町中小企業融資制度による中小企業の借入に係る利子補給などについて、経済的地位の向上と事業経営の基礎となるよう支援してまいります。

令和7年度の大阪・関西万博において「SUMO EXPO 2025」が開催され、「横綱の里」として福島町も参加しております。当催事を一過性の盛り上がりとせず、「地域振興」などの持続可能な活動へ転換させるため、「世界をつなぐSUMO推進協議会」が組織され、当町も加盟していることから、関係自治体と連携を図り、「横綱の里ふくしま」として偉大な2人の横綱や女だけの相撲大会など当町の魅力をPRしてまいります。



2 次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり

日本の人口は平成20年をピークに、平成23年以降14年連続で減少しており、生産年齢人口が減少することにより経済や社会にひずみが生じてくる恐れが懸念されております。

当町は青函トンネル工事という特殊事情を受けて、工事終了後の急激な人口減少により厳しい状況下にあります。明るい兆しとして、多くの若者が全国各地から福島商業高校で学びたいと当町に集っております。

これまでの長い歴史の中で先人が知恵を出し合いながら努力し築き上げてきた今日の福島町を、私たちは将来の子どもたちに引き継いでいく責務があります。

このため、将来のまちづくりを担う人材の育成について、産業をはじめ教育や行政分野など、あらゆる分野が連携し、引き続き町の成長・発展に貢献できる人材の育成に努めてまいります。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、若者の人口減少および少子化対策は最重要課題として取り組む事項と認識しております。

町では、これまで各種の施策を実施してまいりましたが、人口減少に歯止めがかからない状況が続いていることから、引き続き「ふるさと暮らし応援条例」をはじめとする子育て支援策を中心に、切れ目のない対策を講じてまいります。



認定こども園については、子どもたちが快適かつ安心して保育所生活を送ることができるよう、引き続き、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境の充実に努めながら、保護者のニーズに柔軟に対応した保育・教育サービスの提供に努めてまいります。

子育て支援センターについては、子育ての拠点施設の役割を担っており、子育てに対する不安や悩みの解決を手助けする育児相談や子どもの遊びを通じて、保護者同士の情報共有に努めるとともに、子育て支援体制の充実を図ってまいります。

学童保育については、小学生の放課後の生活を継続的に保障することにより、保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、成長期にある子どもたちが安全で安心して学び遊べるような生活の場の確保に努めるとともに、利用者のニーズに寄り添った運営を行ってまいります。

全道・全国からの多様な若者を受け入れ、次代を担う人材の交流・育成拠点となる「青少年交流センター・新潮学舎」については、若者の定住人口の拡大、ワーケーションの受入などによる交流人口・関係人口の拡大を図り、持続可能なまちづくりに貢献できる人材を育成してまいります。

3 福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり

近年、少子高齢化や核家族化、ひとり暮らしの増加やライフスタイルの多様化などにより、一人ひとりが抱える生活問題が多くなってきているとともに、地域や家庭での人と人のつながりが希薄化するなど、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

地域における多様な課題や支援のニーズに的確に対応していくためには、高齢、障害といった分野を超えて、地域住民が主体的に地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域を共に創っていく共生社会を目指す必要があります。

私たちは、こうした「地域共生社会」の実現に向けて、「第4期福島町地域福祉計画」の理念である一人ひとりの笑顔でつくる「健康福祉」、地域の支え合いでつくる「協働福祉」、思いやりの心でつくる「安心福祉」の3つの基本方針を掲げ、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きずな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目指してまいります。

地域において、町民が社会福祉活動を推進するには、社会福祉協議会が大切な役割を担っており、地域に欠くことができない組織となっております。

町は、福祉のまちづくりにおける福祉サービスや相談活動など、さまざまな場面で地域福祉の一翼を担っている社会福祉協議会の継続的な維持が重要と考えており、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

温泉健康保養センターについては、新築オープン以来、多くの方々に入館していただいております。引き続き、利用者の方々へ快適な癒しを提供できるよう、質の高いサービスの提供を目指してまいります。

介護保険事業については、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」や人材不足による事業者の経営悪化など深刻な状況に直面しております。

町では、「福島町第9期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が介護または介護予防などの良質なサービスを実際に利用できるよう、保険者と介護サービス事業者の連携を強化し、計画の着実な実行を図ることで、介護を必要とする方々の生活の安定の確保に努めてまいります。

また、令和8年度が当該計画の最終年となることから、次期計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

障がい者福祉については、「第1期福島町障がい福祉プラン」に基づき、障がいのある方が地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援などが計画的に提供されるよう努めてまいります。

国民健康保険事業については、広域化に伴う令和

12年度の保険料統一に向け北海道国民健康保険運営方針に基づき、北海道が示した標準税率により税率の改正を行っております。

引き続き、令和12年度の全道広域化の本実施に向け適正な運営に努めてまいります。

なお、令和8年度より子ども・子育て支援納付金の課税、徴収が新たに開始され、国民健康保険税として負担していただき、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの子育て支援の取組に充てられることとなっております。

後期高齢者医療事業については、全ての高齢者の皆さまが安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

生活習慣病は、今や健康寿命の最大の阻害要因となっているだけではなく、医療費の増加にも大きな影響を与えている状況にあります。これらの多くは、食事や運動をはじめとする生活習慣が深く関わっており、日常生活での適度な運動やバランスの取れた食事、禁煙を実践することによって予防することができるかとされています。

これまで、当町においては、生活習慣病対策として早期発見・早期治療により重症化を防ぎ、生活習慣の改善による予防を中心に取り組みを進めてまいりました。

今後も引き続き、特定健診による予防医療をはじめ、食生活の見直し、適度な運動の実践などを推進し、生活習慣病の抑制に努めてまいります。

がんの発生は生活習慣と深い関りがあるといわれており、がん罹患するリスクを低減するためには現在の生活習慣を見直すことが重要となってきます。

「福島町がんなんかには負けない基本条例」を推進し、「喫煙」、「飲酒」、「食事」、「身体活動」、「体形」、「感染」の6項目についての予防策を実践する一方で、町立診療所および町内医療機関並びに福島町三師会と連携を図りながら、健康フェスティバルやガンに関する講演会などの啓発活動を積極的に展開してまいります。



がんの検診率の向上には自主的な受診意識の高揚が大切であり、個別勧奨や再勧奨などの普及啓発を積極的に取り組み、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指してまいります。

これまでの研究から、喫煙することで肺がんをはじめとするさまざまながんの原因となることが、科学的にも明らかになっております。

また、たばこを吸わない方でも家族や周囲の方が吸うことで、受動喫煙による肺がんの原因となることが明らかになっております。

がんを予防するためには、たばこを吸わないことが最も効果的であることから、引き続き町内会館なども含めた公共施設の敷地内禁煙に取り組み、啓発活動を中心に町全体で受動喫煙防止活動の強化に努めてまいります。

町立診療所「やまゆりクリニック」については、町民の一次医療を担う医療機関として、安心して医療を受けられるような体制を図るとともに、経営の安定および健全化を目指してまいります。

また、町内の関係機関と連携を図りながら、高齢者の地域ケアの推進に取り組むとともに、各種がん検診に加え、特定健診の個別受診などの積極的な勧奨に努め、町民の健康増進に取り組んでまいります。

4 生活基盤が安定し、安心安全に暮らせるまちづくり

町営住宅および町有住宅については、入居者が安心して暮らせるよう、長寿命化の推進と、計画的な維持・管理に努め、引き続き快適な住環境を提供してまいります。

水道事業については、将来のインフラリスクの低減を図るため、老朽配水管などの設備更新を計画的に進めてまいります。

また、将来の人口減少に伴い給水収益の縮小が予想されることから、効率的で健全な企業経営に努め、安心・安全な水道水を供給してまいります。

浄化槽整備事業については、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、引き続き補助制度を活用した事業の推進に取り組んでまいります。

道路は、自動車や歩行者などの通行・交通機能をはじめ、町や地域をつくり、防災、環境といった空間機能を有しており、日常生活に密着な関係にあります。

これらの基盤となる国道および道道については、適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き関係機関に要請してまいります。

なお、白神防災道路の早期実現に向け、松前町と連携しながら国や道などの関係機関へ要請活動を行ってまいります。

町道の改良および橋梁^{きょうりょう}などについては、強靱化や長寿命化を図るため、関連する計画に基づき緊急性や優先度を勘案し整備を進め、安全・安心な社会資本整備を引き続き計画的に実施してまいります。

また、冬期間の除雪については、町民の皆さまの協力を得ながら、冬道の通行の安全確保に努めてまいります。

防災関連では、阪神・淡路大震災から31年、東日本大震災から15年が経過し、直近では令和6年1月の能登半島地震および昨年12月には青森県東方沖を震源とする大きな地震が発生するなど、毎年のように大きな地震が頻発しております。

町では、このような状況を踏まえ、令和7年度末までに策定する津波避難対策計画に基づき、防災拠点である役場庁舎の非常用電源の浸水対策や旧吉岡温泉施設跡地に一時避難場所として防災広場を整備するなどの準備を進めてまいります。

また、防災資機材については、国の令和7年度補正予算として新たに新設された「地域未来交付金(地域防災緊急整備型)」を活用し、指定緊急避難所の生活環境向上を図るための移動式エアコンの導入や津波一時避難場所2カ所に備蓄品コンテナを整備してまいります。

今後においても引き続き町内会や地域の皆さま方と協力しながら、防災訓練や町広報による啓発を通じ地域防災力の向上に努めてまいります。



ゼロカーボンの実現に向けては、普及活動を実施することで機運の醸成を図るとともに、脱炭素に向けた取り組みが全町的な広がりを見せるような施策を展開してまいります。

なお、白符地区の山林で計画されている陸上風力発電については、ゼロカーボンに大きく寄与する事業と考えられるため、関係機関との情報共有に努めるとともに、山林所有者と連携を図り、実現に向けて必要な支援を行ってまいります。

家庭ごみの減量化については、渡島西部4町による連携が重要なため、先駆的な自治体を参考に具体的な対策の検討を継続して進めてまいります。

なお、ごみの減量化については、家庭から出る燃えるごみの約4割を占める生ごみを減らすことが効果的な方策とされておりますので、引き続き町内会や各団体に協力をお願いしながら、電動生ごみ処理機の普及や缶・びん・ペットボトルなど資源ごみの分別の徹底を図ってまいります。



また、不法投棄を未然に防止するため、監視カメラの設置や、監視パトロールの実施といった取り組みを継続して行ってまいります。

テレビ放送は日常生活で情報を得るため必要不可欠なものであり、テレビを視聴できない住民が生じることは、近年頻発する異常災害時の緊急事態における情報収集の手段が遮断され、地域住民の生命財産などに大きな影響を及ぼす恐れがあります。

当町では、地上デジタル放送の開始から14年が経過しており、安定的なテレビ視聴が可能となるよう、機器の更新を順次進めてまいります。

町内の空家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」に基づき、多くの町民の方々に空家等除却補助金の制度を利用し、自主的な解体をしていただいておりますが、近年の著しい物価上昇などにより解体費も高騰しているため、補助金の上限額を現行の60万円から100万円に見直し、空家の適正管理および不良空家の除却を更に推進し、地域住民の不安の解消に努めてまいります。

5 一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり

町民が安心して快適に暮らす住環境の向上と定住人口の確保を目的に実施している住宅リフォーム補助金については、近年の人件費および燃料費などの物価高騰の影響により工事費用も上昇しているため、

補助率を現行の10%から20%に見直すとともに、補助金の上限額を現行の30万円から100万円とし、定住人口の確保および町内経済の活性化を図ってまいります。

あわせて、定住促進住宅奨励金についても、町内事業者による住宅取得に限り、取得額2千万円以上の場合、新たに助成額200万円の区分を追加し、町内事業者による住宅取得の場合の支援の充実を図ってまいります。

持続可能な地域社会を実現するため、SDGsを意識したまちづくりを推進するとともに、町民の理解を深めるため、広報などによる周知に努めます。

ふるさと納税制度については、地元事業者と連携を図り、魅力ある返礼品の充実とふるさと納税の増収に努めるとともに、企業版ふるさと納税とともに、さらなる増収を目指してまいります。

なお、ふるさと応援基金については、寄附者の町に対する思いを具現化するため寄附金を有効活用してまいります。

6 第2青函トンネル構想の実現で未来につながるまちづくり

第2青函トンネル構想の実現は、北海道全体の振興に欠かすことのできない要素となっております。昨年の12月9日に自民党道連および青森県連所属の国会議員を中心に「第2青函トンネル建設プロジェクト推進議員連盟」が設立され、構想の実現に向け大きく一歩前進しております。

また、渡島総合開発期成会の要望事項としても「国家プロジェクトによる第2青函トンネルの建設促進」が位置づけられており、北海道の将来にとって大変重要な投資であるとの認識のもと、北海道が一丸となって実現に向けて取り組んでいけるよう理解と意識の醸成を図るとともに、青森県今別町などとも連携しながら北海道や青森県、衆・参国會議員などに対する要請活動を積極的に展開してまいります。

IV 令和7年度予算概要

令和8年度の地方財政計画では、物価高の中で、経済・物価動向などを適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増などが歳出に計上され、地方団体がさまざまな行政課題に対応し、行政サービスが安定的に提供できるよう、地方交付税などの一般財源総額について、令和7年度を上回る額が確保されました。

その内、地方交付税については、前年度比6.5%、

1兆2千274億円増の20兆1千848億円が計上されております。

令和8年度予算編成については、これまでと同様、第6次福島町総合計画の着実な事業推進を図るとともに、さまざまな町政課題に的確に対応する予算計上に努めております。

燃料費および物価高騰などにより経常経費が増加傾向にある中、各会計において歳出予算の抑制については大変厳しい状況にありますが、限られた財源のもと財政健全化を念頭に置きながら、第6次福島町総合計画のまちづくりの目標実現に向けた施策や事業を計上したところであります。

歳入の町税においては、個人町民税および固定資産税の増により4.2%増の5億1千345万5千円を計上しております。

また、主要な財源である普通交付税については、地方財政計画や前年度実績などを考慮し、当初予算では9.9%増の21億5千600万円を計上しております。

歳出については、定住促進、子育て支援および脱炭素社会の実現に向けた2棟目となる若者・子育て向けの定住住宅整備のほか、防災機能の強化につながる役場庁舎設備改修および吉岡地区防災広場整備に係る実施設計業務などの実施、町の基盤整備として各地区における町道などを整備してまいります。

各会計の歳入歳出予算額

一般会計	45億5,468万8千円
国民健康保険特別会計	6億9,117万7千円
介護保険特別会計	5億3,010万9千円
うち保険事業勘定	5億2,847万円
サービス事業勘定	163万9千円
後期高齢者医療特別会計	1億460万8千円
町立診療所特別会計	1億2,714万8千円
水道事業会計	1億8,885万3千円
浄化槽事業会計	8,027万9千円
計	62億7,686万2千円

V むすび

以上、令和8年度の町政執行に臨むにあたり、私の所信を申し上げます。

今年度は、合併70周年の節目の年を終え、新たな1年がスタートとなり、次の時代につなぐ大切な年でもあります。

町を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、このような困難な時代だからこそ、私たちが本来持っている、自分でできること、お互いに助け合うことなど、自助・共助・公助が重要となります。今、この時代だからこそ、皆で、そして地域全体が助け合い支えあいながら“まち”を共に創る「共生社会の実現」が求められております。

私は町長就任以来、常に心に刻んでいる思い、そして町政に向き合う姿勢として、町民の思いに寄り添い、真摯で思いやりのある行政を目指してきたところであります。

私は、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民の声に耳を傾け、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政がしっかりと議論し、「協働によるまちづくり」の実現に努めてまいります。

私は、町民と行政の相互の信頼関係が、政を進めていくうえでの基本と捉えており、引き続き、福島町で暮らす町民一人ひとりが笑顔で過ごせるよう、他人を思いやる心をもって、新たな1年を町民の皆さまと共に、本方針に掲げた政策の実現を目指してまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆さまからさまざまな機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆さまの思いに誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

最後に、町民の皆さまの深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆さまのご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。



令和8年度 教育行政執行方針

教育長

小野寺 則之



1 はじめに

令和7年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町民の皆さまをはじめ町議会議員の皆さまに、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会において、次期学習指導要領の議論がなされておりますが、基盤となる考え方が昨年9月に公表されました。

「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を、みんなで育む」という目標が示されたところです。

近年の大変不安定な国際社会の情勢や、物価高騰、地球温暖化、生成AIをはじめとした情報技術の進展など、刻々と変化する社会にあって、新しい時代に必要となる資質・能力の育成が求められています。

福島町の児童生徒や町民が、ふるさとに誇りと愛着を持ち、困難な時代に立ち向かい、将来への希望をもって成長できるような教育行政に取り組んでまいります。

以下、教育委員会として令和8年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

2 福島商業高校の魅力化

3月1日に福島商業高校の卒業式が行われ、全国募集1期生が旅立ちの日を迎えました。卒業生9名のうち6名が大学へ進学する予定で、中でも公立はこだて未来大学、北海学園大学法学部など、大きな成果がありました。

また、就職については町内企業1名、その他生徒も福島町の近隣で就労する見込みとなっており、地域を支える人材になってほしいと願っているところです。

福島商業高校の令和8年度入学に係る出願状況は、15名となっており、町内1名、渡島・檜山管内5名、その他道内7名、道外から2名と、多様な地

域の生徒から出願がありました。

全国募集が4年目を迎え、在校生自身がその魅力を発信し続け、福島商業高校の教育内容や特色など魅力についての認知度が全国的に高まってきたためと考えております。

引き続きホームページでの情報発信、インターネットでの学校説明会、札幌市および東京都で行われる対面形式での説明会、オープンキャンパスなどで福島商業高校の魅力を発信してまいります。

令和8年度、福島商業高校では文部科学省のDXハイスクール事業に応募し、道内大手小売り民間事業者に協力いただき、店舗運営を体験する商業科ならではの学習に取り組む予定となっています。町としても人材育成のため、この取り組みを全面的に支援してまいります。

また、ドローン操縦を体験する講習会や、各種資格取得、進学・就職対策、給食の無償提供などとともにノートパソコンの購入補助などの支援を継続して行ってまいります。

3 青少年交流センター

令和5年4月にオープンした福島町青少年交流センターは、令和6年度増築後、合計51室で運営しております。

令和8年度は1年生14名、2年生13名、3年生18名の計45名が入居する見込みとなっております。

本施設は、町外から来ている福島商業高校生徒にとって、大きな魅力のある施設となっていることから、今後とも生徒が安心して暮らせるよう、引き続きハウスマスター2名を配置し、生活支援の充実に努めてまいります。

また、高校生がコンビニエンスストアやコンブ養殖など町内産業の担い手として、また、福島大神宮例大祭をはじめとした各種イベントへの参加など、活気ある町づくりの一助となるよう取り組みを進めてまいります。



4 学校教育

(1) 今後の学校の在り方

急激な少子化の進行と学校施設の老朽化から、10年後、20年後の教育環境を考えると、今こそ将来の学校の在り方を検討しなければならない時期であると考えております。

文部科学省が推奨している小学校専科への対応や、福島町に合った柔軟な教育課程の編成が可能となることから、現段階では義務教育学校の設置が最適であると考えているところです。

新年度に保護者や地域の方、教職員などによる準備組織を設置し、福島町の児童生徒にとってより良い教育環境となる学校の形を協議してまいります。



(2) 学力の向上

次期学習指導要領の方向性として、「主体的・対話的で深い学び」の実装が挙げられています。

学ぶことに興味関心を持ち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」、子ども同士の協働、地域の人との対話など通じ、自分の考えを広げ深める「対話的な学び」、情報を精査し、課題を見出して解決策を検討し、自分の考えたことを基に創造へつなげる「深い学び」の3点の視点が示されています。

福島町の教育の特徴として、それぞれの発達段階で地域課題探求学習に取り組んでおり、小・中・高校を見通した体系的な学習内容を構築することで、「主体的・対話的で深い学び」の実践に取り組んでいます。

与えられた知識を覚えるだけではなく、なぜそうなるのかを考え、話し合い、自分の言葉で表現する活動を、多くの教科で実践されるよう、授業改善を推進してまいります。

(3) ICT教育の推進

福島町が国のGIGAスクール構想に先駆け、平成30年度に導入した「1人1台端末」が更新時期を迎え、令和7年度に整備いたしました。

これまで小学校1年生から中学校3年生まで全員にiPadを整備しておりましたが、今回の更新では小学校低学年に直感的な操作がしやすいiPadを、小学校3年生以上にはクロームブックを整備し、「個別最適な学び」を意識しながら授業などで活用してまいります。

また、全学年、主要5教科を網羅するAIドリルを整備し、授業や家庭学習に活用してまいります。

情報モラルやネットリテラシーなど、今後の社会において必要不可欠な能力となりますので、引き続きICT支援員を配置し、各学校のICT教育の推進を図ってまいります。

(4) 教職員の資質向上と働き方改革

児童生徒により良い教育を行うためには、教職員の資質能力の向上が欠かせません。

学習用端末とAIドリルの活用研修会や、特別支援教育講演会など、町独自の研修会を開催し、資質能力の向上に努めてまいります。

令和5年度に設立した「福島アカデミー」は、町内小・中・高校の横断的な組織として教職員研修、児童生徒交流などを積極的におこなってきました。小・中・高校の連携がより図られ、福島町教育の諸課題に総合的に取り組む組織となるよう支援・助言してまいります。

また、福島町では月40時間以上超過勤務している教職員は比較的少ないものの、町全体で勤務時間の縮減に努力していかねばなりません。

令和8年度においては、学年始め休業を2日延長し、入学式を4月8日といたします。これは新しい年度を迎えるにあたって、準備のための期間を平日5日間確保するためのものであり、新学期当初から質の高い教育活動の展開と教職員の負担軽減を図ることを目的としております。

引き続き授業時数の適正な設定や、長期休業期間などについて精査し、余裕のある学校運営となるよう検討してまいります。

(5) 部活動の地域移行

令和7年度は渡島西部4町において、地域展開推進協議会を設立し、単町で活動が難しい団体種目を中心に、拠点校方式による大会出場など、生徒の活動の場を確保するよう取り組んでまいります。

一方、休日の指導者の確保や、通常練習の保護者送迎が課題となっており、令和8年度においても、引き続き課題解決に向けた協議を行うとともに、休日の地域展開に向けた勉強会を行うなど、引き続き取り組みを進めてまいります。

また福島町単独で、「福島町部活動地域移行体制整備連絡協議会」を令和5年7月に設置し継続的に検討してきたところですが、名称を「福島町部活動地域展開推進協議会」として、児童生徒にどのようなスポーツ・文化活動の場を提供できるか協議してまいります。

(6) 教育施設の維持管理

教育施設の維持管理について、福島小学校南側校舎をはじめ、施設の老朽化が進行しております。

今後進める新しい学校の在り方を検討する中で、現有施設の有効活用も含め、将来を見据えた施設整備について検討を進めてまいります。

また、令和6年に各学校に冷房設備の導入を進めてきたところですが、令和8年度も引き続き児童生徒が良好な環境で学習できるよう、適切な運用に努めてまいります。

(7) 学校給食

学校給食は、児童生徒の栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促す大切な教育活動です。令和8年度においても、児童生徒が安心しておいしく食べられる給食の提供を進めてまいります。

福島町産米の使用については、令和3年度から70%超の使用率となっておりますが、近年は米価の価格上昇などにより、仕入れが難しい状況となっており、令和8年度についても道内他地域の米を使用する見込みとなっております。引き続き、農業協同組合、生産者とも協議を重ねながら、町産米の使用に取り組んでまいります。

今後とも安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を図ってまいります。

5 生涯学習

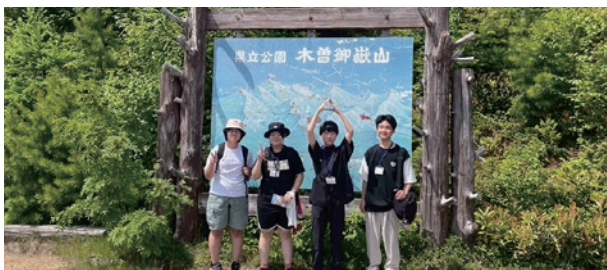
(1) 青少年教育

豊かな心とたくましく生きる力を推進していくためには、さまざまな学習機会の提供や体験を通じて、道徳心や責任感、他者への思いやりなどを育てていくことが重要であります。

情操教育の一環として開催している、児童生徒向けの芸術鑑賞事業は、渡島西部4町と連携し、「科学実験とイリュージョンで考える力を育む」ことをテーマとして9月上旬に福島小学校で実施する予定となっております。

令和8年度の友好市町の中学生生徒交流事業は、夏季に長崎県松浦市への派遣および長野県木曾町からの受入を行い、友好の絆を深めてまいります。

また、令和7年度から始めた青森県中泊町との小学生交流事業は、今年度は福島町を会場として、両町の産業や伝統文化を体験し郷土愛を育むとともに、チャレンジ精神や共同生活による協調性を身に付けてもらうよう進めてまいります。



(2) 成年教育

潤いのある生活と活力ある地域づくりのためには、町民が芸術文化に接する機会の充実や活動を通じて、豊かな感性や創造性を高めていく環境づくりが必要です。

町民文化祭では、小中高校から各文化団体を中心として展示・舞台を通して幅広く芸術文化に親しむ機会として開催しており、引き続き多くの町民に参

加いただくよう関係者と連携を図ってまいります。

生活講座については、町民の皆さまの要望に沿う内容を中心に、事業の実施に取り組んでまいります。

二十歳（はたち）を祝う会については、大人への節目を共に祝いし、励まし合う行事として、今年度も、引き続き8月13日に開催してまいります。

(3) 高齢者教育

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため、高齢者学級を開催してまいります。

令和8年度については、実行委員とともに学習プログラムの企画を立案し、参加者相互の交流に努めてまいります。



(4) 読書活動の推進

読書は、知識や読解力が高まるだけでなく、視野が広がり創造力が磨かれるなどの効果が期待されます。

第3次福島町子ども読書活動推進計画により、移動図書や乳幼児へのブックスタート事業、また令和7年度から実施している「私の押し本コンクール」などの取り組みを通じ、読書活動を推進してまいります。

また、令和3年度に整備した図書システムは、貸出・返却、蔵書検索など利便性が高まっており、システムへのアクセス数は毎年度5千件程度と、町民の皆さんがシステムを有効に活用しているものと認識しています。

今後とも明るい雰囲気づくりを行い、町民の皆さんが利用しやすい図書室運営となるよう努めてまいります。

6 スポーツ

(1) 青少年教育

青少年期は身体機能がピークに達し、運動することで身体機能の発達や精神的な健康に寄与します。関係機関と連携を図りながら、青少年スポーツの活動を支援してまいります。

道内外の小・中学生が参加する「千代の富士杯争奪相撲大会」は、福島町相撲協会と実行委員会を組織し、伝統ある大会が成功するよう取り組んでまいります。

また、函館青年会議所主催の「わんぱく相撲大会」への協力や、小学校での「相撲に親しむ教室」を開催し、「横綱の里」として相撲に親しむ環境づくりに努めます。

子どもたちの体力向上を図るため、学校およびスポーツ団体との連携により、縄跳び大会などを実施してまいります。

さらに、地域の宝である子どもたちが取り組むスポーツ少年団の活動が円滑に進むよう、今年度についても大会出場費など、活動に対する支援や意見交換の場を設け、青少年が活動しやすい環境づくりに努めてまいります。

(2) 成年教育

心身ともに健康な生活を営むために、体力や年代に応じてスポーツや運動に親しむことが大切であり、各種大会やスポーツなどに参加できる環境づくりを推進してまいります。

吉岡小学校運動会については、近年福島商業高校生徒も参加し、地域住民との交流も図られているところであり、令和8年度についても大会運営への支援を行ってまいります。

このほか、水泳教室やパークゴルフ大会、ソフトバレーボール大会などの行事や大会について、各関係団体と連携協力しながら、円滑な運営となるよう支援してまいります。

(3) 南北海道駅伝競走大会

福島町における最大のスポーツ行事である「南北海道駅伝競走大会」は、令和8年度で第43回を迎えます。

令和7年度は、直前でヒゲマ注意報が発令され、大会を中止せざるを得ない状況となりました。

令和8年度は、選手が安心して出場できるよう関係者ととも大会運営に取り組んでまいります。

また、これまで多くの企業などから協賛を賜り、ちゃんこ鍋などの無料提供が参加者から好評を得ており、令和8年度においても継続して提供できるよう努力してまいります。

(4) 体育施設

各体育施設については、利用団体および学校との連携を図り、各施設の利用者維持・増加に向けた取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

令和7年度に続き、ファミリースポーツ公園パークゴルフ場のグリーン芝張替や電気柵の設置、総合体育館遊戯室への冷房設備設置などを予定し、より利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

7 文化財など

(1) 歴史文化の保存伝承

文化財は、郷土福島を知る上で欠かすことのできないものであり、その保存・伝承は私たちに課せられた重要な責務であります。

福島町松前神楽保存会をはじめ、無形民俗文化財を保持する各保存会との連携を強め、伝統文化存続のためのきめ細かな支援をしてまいります。

令和7年11月28日に全国各地に伝承される「神楽」が、文化庁の文化審議会において、ユネスコ無形文化遺産への提案候補として選定されました。当町保存会もその一員として、審査に向けた手続きなどを進めてまいります。

令和6年度から取り組んでいる児童生徒への郷土芸能体験は、令和7年度に行われた町村合併70周年記念式典において、福島中学校の生徒が白符荒馬蹄を披露するなど、その取り組みの成果が評価されているところです。令和8年度についても同様に、各学校と連携し取り組んでまいります。

また、町民が福島町の歴史を学ぶ機会として、年1回程度歴史文化講演会を開催してまいります。



(2) 埋蔵文化財

町で所有する豊浜・館崎両遺跡土器などをはじめとした埋蔵文化財資料について、旧美山教員住宅および吉岡小学校の空き教室で保管しております。

今後、展示方法について検討するなど、適正な保存管理に努めてまいります。

8 むすび

以上、令和8年度における主な施策の概要を申し上げましたが、目まぐるしく変化する社会にあって、福島町の子どもたちが健やかに成長することを願って、教育行政を進めることが何よりも重要であると考えております。

本年は将来に向けて福島町の教育環境がどうあるべきか、多くの皆さまからご意見を伺い、検討する重要な1年となります。

予測不能な社会にあっても、自らの力でたくましく生きる人材の育成を、「人づくりは学びから、学びは人づくりの礎」との理念の下、福島町に誇りと愛着を持ち、将来に希望が持てる取り組みを推進してまいります。

町民並びに町議会の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和8年度教育行政執行方針といたします。

令和8年度一般会計予算の

各会計の歳入歳出予算

一般会計	45億5,468万8千円	
国民健康保険特別会計	6億9,117万7千円	
介護保険特別会計	保険事業勘定	5億2,847万円
	サービス事業勘定	163万9千円
後期高齢者医療特別会計	1億460万8千円	
国民健康保険診療所特別会計	1億2,714万8千円	
水道事業会計	1億8,885万3千円	
浄化槽事業会計	8,027万9千円	
総合計	62億7,686万2千円	

令和8年度の主な事業

主な事業の予算額、事業内容について紹介します

議会費 5,474万3千円
= 健全な町政のかじとりを担うための費用として =

総務費 6億3,946万5千円
= 共通的な経費などの費用として =

- ◇役場庁舎管理費や一般管理費などに 6,679万円
- ◇役場庁舎設備改修事業費に 1,930万円
- ◇町広報作成の文書広報費に 324万9千円
- ◇町有財産管理費や車輛管理費などに 2,208万3千円
- ◇町の企画・振興のための費用に 838万6千円
- ◇ふるさと応援基金の運営費用に 3,860万7千円
- ◇交通安全対策費に 388万2千円
- ◇地上デジタル送信機更新工事などのテレビ中継局管理費に 1億522万2千円
- ◇電算処理のための費用に 8,634万5千円
- ◇インターネットなどの電子自治体推進費に 3,147万2千円
- ◇デマンドバス運行などのための費用に 1,258万6千円
- ◇出産祝金などのふるさと暮らし応援費用に 1,150万円
- ◇人財育成支援事業費に 150万円
- ◇定住促進住宅整備事業費に 7,430万7千円
- ◇雇用奨励等支援事業費に 775万円
- ◇町税の課税・徴収のための徴税費に 2,041万3千円
- ◇戸籍総合システムなどの戸籍住民基本台帳費に 1,696万7千円
- ◇監査委員費に 173万6千円

民生費 4億7,875万5千円
= 社会福祉の総合対策の費用として =

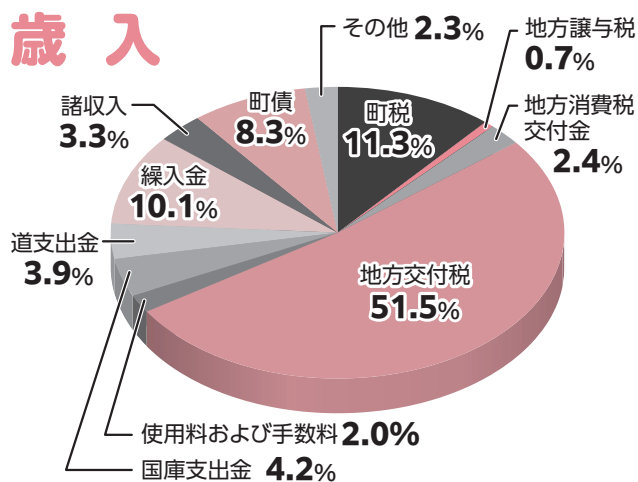
- ◇障害者介護給付などの社会福祉総務費に 2億1,762万7千円
- ◇各生活館等の管理費・改修費に 1,032万5千円
- ◇老人福祉費に 643万円
- ◇外国人介護人材育成支援事業費に 742万円
- ◇生活支援ハウスの管理運営費に 2,956万5千円
- ◇福祉センターの運営費に 1,866万4千円
- ◇後期高齢者の医療給付の負担費用に 9,197万5千円
- ◇吉岡総合センターの管理運営費に 939万円
- ◇児童手当の支給などの児童措置費に 5,498万6千円
- ◇認定こども園福島保育所の運営費に 1,570万5千円
- ◇学童保育の運営費に 208万1千円

衛生費 4億2,125万4千円
= 老人保健対策、ゴミ・し尿処理対策や
温泉健康保養センター管理費などの費用として =

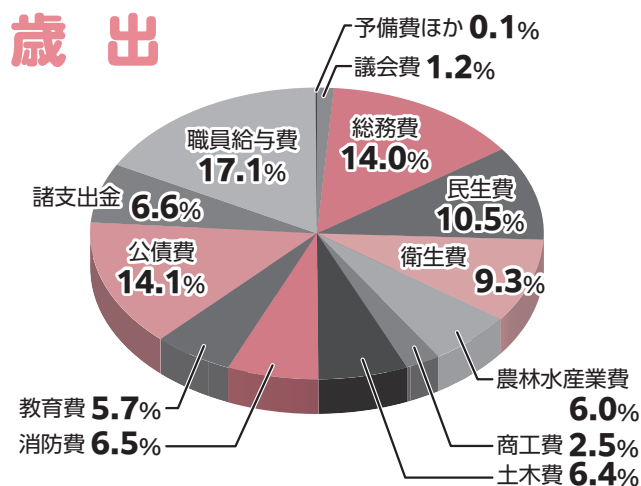
- ◇ドクターヘリ運航・いきいき健康ふくしま推進事業などに 1,101万円
- ◇妊婦のための支援給付交付金給付事業費に 748万円

令和8年度一般会計の内訳

歳入



歳出



概要をお知らせします

◇各種検診・予防接種などの予防費に	3,418万3千円
◇墓地公園管理費などの環境衛生費に	485万8千円
◇吉岡寺町墓地通路改修工事費に	770万円
◇火葬場施設の維持管理費に	1,000万円
◇子ども医療費の助成費用などに	895万5千円
◇重度心身障がい者の医療扶助費などに	980万9千円
◇ひとり親家庭等の医療扶助費などに	118万円
◇温泉健康保養センター管理運営費などに	6,564万1千円
◇吉岡温泉改修事業費に	540万円
◇ゴミ収集業務・ゴミ袋購入費などに	5,101万3千円
◇資源ゴミ・し尿処理のための渡島西部広域事務組合負担金として	1億3,459万1千円
◇可燃ゴミ処理のため渡島廃棄物処理広域連合負担金として	6,879万5千円

農林水産業費 2億7,158万1千円

= 農業・林業の振興や治山・林道事業の費用として =

◇農業委員会費に	171万7千円
◇農林業担い手養成事業などの農業振興費に	595万9千円
◇有害鳥獣処理施設管理運営費に	1,170万3千円
◇農業法人設立準備事業費に	1,224万6千円
◇ナラ枯れ被害木処理業務委託などの林業振興費に	939万9千円
◇町有林造成事業に	2,334万7千円
◇熊等による被害対策費に	2,021万3千円
◇自然災害防止事業費に	400万8千円
◇林道施設の維持管理費・点検調査費に	589万5千円
◇森林公園の管理費に	273万8千円
= 増養殖事業など水産業の振興対策の費用として =	
◇産業振興資金貸付費や水産業担い手支援事業費などの水産振興費に	1億121万8千円
◇「蝦夷アワビ」ブランド化事業費に	1,567万1千円
◇アワビ陸上養殖生産等調査事業費に	800万円
◇水産加工業支援事業費に	1,400万円
◇漁港や船揚場の維持管理費に	1,193万1千円
◇吉岡漁港岸壁等の保全事業負担金に	800万円
◇漁村センターや横綱ビーチなどの施設運営費に	1,220万8千円

商工費 1億1,136万8千円

= 地場産業の振興と観光振興の費用として =

◇福島町商工会補助金やプレミアム付商品券助成金などの商工振興費に	2,416万1千円
◇観光協会補助金や岩部海岸クルーズ事業費などの観光費に	2,382万5千円
◇アニメツーリズム推進事業費に	1,003万円
◇道の駅管理費に	1,406万9千円
◇横綱記念館管理運営費に	1,994万3千円
◇青函トンネル記念館管理運営費に	1,458万3千円

土木費 2億9,288万8千円

= 住みよい生活環境をつくるための道路や

排水路、町営住宅などの整備費用として =

◇街路灯電気料助成などの道路橋梁総務費に	427万2千円
◇除排雪業務委託などの道路維持費に	7,524万1千円
◇橋梁の維持や補修のための事業費に	5,330万7千円
◇町道の新設や改良のための事業費に	7,985万4千円
◇河川の管理や改修のための事業費に	400万7千円
◇新緑公園グラウンドなどの管理費に	1,254万1千円
◇空家等対策支援事業費に	1,569万2千円
◇町営住宅の管理や設備等更新のための住宅管理費に	4,304万4千円

消防費 2億9,420万9千円

= 消防対策や防災対策の費用として =

◇防災行政無線の維持などの災害対策費に	2,157万9千円
◇Jアラートアンテナ改修工事費に	893万4千円
◇消防・救急のための渡島西部広域事務組合負担金として	2億6,369万4千円

教育費 2億6,036万9千円

= 豊かな地域教育の振興に努めるための費用として =

◇教育関係団体・大会参加助成、地域おこし協力隊、英語指導助手(ALT)招致などに	815万4千円
◇高校魅力化推進事業費に	2,694万9千円
◇青少年交流センター施設管理事業費に	4,067万7千円
◇児童生徒輸送費・就園、就学奨励援助・基礎学力向上支援などの教育振興費に	3,077万3千円
◇教員住宅の維持管理費に	240万3千円
◇小学校の管理運営費に	2,475万5千円
◇中学校の管理運営費に	1,507万3千円
◇生涯学習推進などの社会教育総務費に	620万8千円
◇チロップ館の運営費に	294万6千円
◇南北海道駅伝競走大会助成金などの保健体育総務費に	465万3千円
◇総合体育館や町民プールの運営費に	3,014万6千円
◇総合体育館改修事業費に	1,395万9千円
◇学校給食センターの運営・維持費に	3,770万円
◇ファミリースポーツ公園の運営・改修費に	1,440万2千円

公債費 6億4,333万5千円

= 償還金元金および利子の償還の費用として =

職員給与費 7億8,016万3千円

= 職員および会計年度任用職員人件費の費用として =

労働費・諸支出金・予備費 3億655万8千円

= 特別会計および公営企業会計への繰出金や予備費として =

卒業おめでとうござ

3/1

北海道福島商業高等学校
卒業生 9名



3/18

福島町立福島小学校
卒業生 12名



います

ご卒業おめでとうございます。
町内の各学校では、令和7年度の卒業式が行われ、子どもたちが新しいステージへの門出の日を迎えました。



3/13

福島町立福島中学校
卒業生 10名



3/18

福島町立吉岡小学校
卒業生 5名

一般社団法人日本ムービングハウス協会との協定を締結

3月5日(木)、一般社団法人日本ムービングハウス協会と、災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定を結びました。

この協定により、福島町で災害が発生した際に優先的に応急仮設住宅を建設し、避難生活の早期解消や災害による健康被害の軽減に繋げていきます。



中塚建設株式会社より小学生へてぬぐいの寄贈

中塚建設株式会社より、令和7年キリクレーン写生会を記念して製作された「てぬぐい」が福島小学校・吉岡小学校へ寄贈されました。

29名の児童が福島町の名産品をモチーフに制作したキャラクターがプリントされています。

中塚社長は「町でキリクレーンを見かけたら手を振ってくださいね」と話していました。

中塚建設株式会社に感謝申し上げます。



◀福島小学校



吉岡小学校▶

寄付金によりエアコンを設置

明治安田生命保険相互会社より寄付された「私の地元応援募金」を活用し、エアコンを健康づくりセンターに設置しました。

主に健康診断や乳幼児健診などの健康増進、子育て支援やイベントなどの各種事業に活用させていただきます。

明治安田生命保険相互会社に感謝申し上げます。



中塚建設株式会社よりヒグマ対策に関する図書の寄贈

中塚建設株式会社より、写真で学ぶヒグマの生態解説本「山でヒグマに遭わない・死なない観察力」が寄贈されました。

寄贈いただいた図書は、福祉センター図書室や吉岡総合センターで貸出ししています。

春が近づき、ヒグマの行動も活発になっています。ヒグマの生態を正しく理解し、安全第一で過ごしましょう。

中塚建設株式会社に感謝申し上げます。



第2青函トンネル構想の実現へ前進

—第2青函トンネル建設プロジェクト推進議員連盟勉強会—

第2青函トンネル構想実現に向け、令和7年12月9日(火)に自民党所属の国会議員有志によって建設プロジェクト推進議員連盟が発足されました。

3月6日(金)、衆議院第二議員会館にて第2青函トンネル建設プロジェクト推進議員連盟勉強会が開催され、「第2青函トンネル構想を実現する会」から鳴海清春会長(福島町長)、溝部幸基副会長(議会議長)、石岡眞副会長(商工会長)の3名が出席しました。

当日は、関係自治体団体へのヒアリングとして会長である鳴海町長から第2青函トンネル構想を実現する会のこれまでの活動報告とともに、第2青函トンネルの必要性について説明し、その後、出席者と意見交換を行いました。



第2青函トンネル構想を実現する会への入会のお願い

第2青函トンネル構想を実現する会では随時、入会申込を受け付けております。入会については、申込書を提出するのみとなっており、会費についても徴収予定はありませんので、ぜひご入会ください。(令和8年2月末現在：会員837名)
1人でも多くの会員で組織し、青函トンネルの町 福島町から構想実現に向けた輪を拡げていきましょう。

詳しい内容は、役場企画課(☎47-3007)までお問い合わせください。

令和8年経済センサス-活動調査にご協力をお願いします!

令和8年6月1日を基準日として、町内すべての事業所・企業を対象に「令和8年経済センサス-活動調査」を実施します。

調査結果は、地域の産業振興や行政施策の基礎資料として広く活用されますので、調査へのご協力をお願いします。

調査員調査 (対象: 支所などを有さない事業所・個人経営の事務所など)

4月にインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、ぜひインターネットからのご回答をお願いします。

インターネット未回答の事業所や新たに把握した事業所には、5月頃に調査員が紙の調査票を配布します。記入した紙の調査票を調査員に提出していただくか、インターネットからご回答してください。

① インターネットから回答

国が委託する民間業者からインターネット回答書類を送付
(緑色の封筒)

専用サイトにログインし回答を入力してデータを送信



回答終了!

② 紙の調査票で回答

調査員が調査書類を直接お届け
(青色の封筒)



回答を記入し調査員へ提出
(インターネットからも回答できます)



回答終了!

※インターネット未回答の事業所や新たに把握した事業所へお届けします

直轄調査 (対象: 支所などを有する企業の本社)

インターネットからの回答を基本とし、5月頃に本社宛てにインターネット回答用の調査書類が郵送されますので、支所の分も含めてインターネットでご回答ください。

今を知る。未来の力になる。



「経済センサス — 活動調査」をよそおった不審な訪問者や不審な電話・電子メールなどにご注意ください。

お問い合わせ先 企画課 ☎47-3007

4月の行事予定

— April —

1	水			
2	木			
3	金			
4	土			
5	日			
6	月	保 第52回福島保育所入園式 9:30～ 福島保育所 保 福島保育所保護者会総会 10:50～ 福島保育所 幼 新年度始業式（進級式） 10:30～ 福島幼稚園 福 ふれあい教室 13:30～15:00 吉岡総合センター		
7	火	福 ふれあい教室 10:00～11:30 月崎1町内会館 13:30～15:00 健康づくりセンター 町 人権相談・行政相談 13:00～15:00 福島町役場		
8	水	教 吉岡小学校入学式 10:00～ 吉岡小学校 教 福島小学校入学式 10:30～ 福島小学校 福 リハビリ教室 10:00～11:30 健康づくりセンター 教 福島中学校入学式 13:00～ 福島中学校 福 介護家族交流会 13:30～15:00 健康づくりセンター 教 福島商業高等学校入学式 14:00～ 福島商業高等学校		
9	木	保 ゆりっこ広場 10:00～11:30 子育て支援センター		
10	金	幼 2026年度入園式 10:30～ 福島幼稚園		
11	土			
12	日	幼 イースター（復活祭）礼拝 10:30～ 福島幼稚園		
13	月			
14	火	福 認知症カフェ 13:30～16:00 吉岡温泉		
15	水	保 福島保育所全体集会 10:00～ 福島保育所 幼 ちびっこ広場 10:00～11:30 福島幼稚園 幼 聖書と賛美の会（子育て座談会） 10:30～ 福島幼稚園 福 認知症カフェ 13:30～15:00 健康づくりセンター		
16	木	保 運動保育 10:00～ 福島保育所 保 ゆりっこ広場 10:00～11:30 子育て支援センター 福 乳幼児健診（ブックスタート事業） 13:30～14:15 健康づくりセンター 教 ブックスタート 13:30～ 健康づくりセンター		
17	金	保 A LT 訪問（英語で遊ぼう） 10:00～ 福島保育所 福 育児教室 10:00～12:00 子育て支援センター 産 無料法律相談 13:00～15:00 福島町役場		

18	土	教 よみきかせのかい 10:30～11:00 図書室		
19	日			
20	月			
21	火	保 防火映画視聴 10:00～ 福島保育所 教 移動図書 10:00～ 福島小学校 12:30～ 吉岡小学校 福 ふれあい教室 10:00～11:30 あづま～る（千軒） 13:30～15:00 健康づくりセンター		
22	水	保 福島保育所誕生会 10:00～ 福島保育所 福 リハビリ教室 10:00～11:30 健康づくりセンター 幼 おめでとう！誕生会 11:00～ 福島幼稚園		
23	木	幼 ALT ジャスパー先生と英語で楽しく 10:00～ 福島幼稚園 保 ゆりっこ広場 10:00～11:30 子育て支援センター 福 特定健診・がん検診（4月26日まで） 健康づくりセンターほか		
24	金	議 議会運営委員会（議会評価） 13:00～ 委員会室		
25	土	幼 絵本の広場 10:00～ 福島幼稚園		
26	日			
27	月			
28	火	保 福島保育所避難訓練（火災想定） 10:00～ 福島保育所		
29	水	昭和の日		
30	木	保 ゆりっこ広場 10:00～11:30 子育て支援センター 福 温泉健康相談 13:30～16:00 吉岡温泉		

令和8年度福島町立小中学校 儀式的行事等一覧

学期	行事名	小学校	中学校
前期	学年始休業日	4月1日(水)～4月7日(火)	
	始業式・入学式	4月8日(水)	
	夏季休業日	7月25日(土)～8月23日(日)	
後期	冬季休業日	12月24日(木)～1月12日(火)	
	卒業式	3月18日(木)	3月15日(月)
	修了式	3月24日(水)	
	学年末休業日	3月25日(木)～3月31日(水)	

お問い合わせ先 — telephone —

議 議会事務局 (47)2215	福 福祉課 (47)4682	幼 福島幼稚園 (47)2233
総 総務課(代表) (47)3001	建 建設課 (47)3006	消 福島消防署 (47)2119
企 企画課 (47)3007	産 産業課 (47)3004	広 渡島西部広域事務組合 (47)3511
税 町民課(税務) (47)4683	教 教育委員会 (47)3675	観 観光協会 (47)3070
町 町民課(町民) (47)4681	保 認定こども園福島保育所 (47)3440	

ふるさと応援基金

令和8年3月16日現在までの寄付金が次のとおりとなりました。

ありがとうございました。

令和6年度末時点での基金残高

116,404,000円

寄付受入れ状況

令和6年度	3,174件	58,588,000円
うち 企業版ふるさと納税	9件	14,100,000円
令和7年度	2,724件	43,313,448円
うち 企業版ふるさと納税	5件	4,300,000円

企業版ふるさと納税とは……

企業が寄付を通じて地方公共団体の地方創生の取組みを応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられるものです。

お問い合わせ先：企画課企画係 ☎47-3007

よろこび・かなしみ

〈2月19日～3月16日〉

おたんじょうおめでとう

お名前 地区名 保護者
出生に関する届出はありませんでした

おくやみもうしあげます

亡くなった方	年齢	地区名
前田和子さん	71歳	吉野2
野呂美智子さん	81歳	月崎1
中谷幸子さん	75歳	丸山団地
松谷トミさん	92歳	三岳1
牧野シジエさん	92歳	三岳1
菅原博さん	79歳	三岳2

人口と世帯

(令和8年2月末現在)

前月比

人口	3,257人	-13人
男	1,534人	-3人
女	1,723人	-10人
世帯数	1,857世帯	-7世帯

日曜当番医

4月 5日 やまゆりクリニック
12日 (木古内町国保病院)
19日 小笠原クリニック
26日 (松前町立松前病院)

※診療時間は、8:30～14:30までです。

吉岡温泉だより

吉岡温泉のゴールデンウィークの営業日についてお知らせします。

ゴールデンウィークの営業日

日	月	火	水	木	金	土
4/26 ○ 温泉の日	27 × 休館日	28 ○	29 ○	30 ○	5/1 ○	2 ○
3 ○	4 ○	5 ○	6 ○	7 × 臨時休館日	8 ○	9 ○

運転免許更新時講習

優良運転者講習／福島町福祉センター

4月9日(木) 午後6時から

松前町の講習／松前町総合センター

4月15日(水)

初回講習…午前10時

優良講習…午後1時

一般講習…午後2時

4月温泉の日は

26日(日)

無料開放!



温泉で心も体もリフレッシュ
温泉の日は、ちょっと得した気分
家族みんな温泉へ出かけましょう!

お問い合わせ先：吉岡温泉ゆとらぎ館 ☎48-5955

福島町まちづくり工房 ☎46-7822



本屋大賞ノミネート作品貸出中!!

図書室では、2月6日(金)に発表となった2026年本屋大賞のノミネート作品を貸出中です。

4月2日(木)に「超発掘本」の発表、また「大賞」と「翻訳小説部門」の発表は4月9日(木)の予定です。どの作品が受賞となるのでしょうか…お楽しみに!



新刊図書

=じどうしょ=

- あさといえば・・・ 新井洋行
- よるといえば・・・ 新井洋行
- デコピンのとくべつないちにち 大谷翔平
- じてんしゃにのったそば キョウ・マクレア
- シマエナガのちるとびるる もとしたいづみ
- 金輪町 Logbook 前川知大
- みんなが知らない 子どもの未来
お仕事図鑑100 全力応援委員会
- めくってオモロイ マジすか科学 尾嶋好美(監修)
- はじめてのずかん のりもの 瀧靖之(監修)

=一般書・小説=

- 最新科学が覆す 体にいいのはどっち? 山田悠史
- 毎日納豆ごはん365日 おぺこやん
- にゃんこ四字熟語辞典 3 西川清史
- 夜明けのハントレス 河崎秋子
- 警視庁公安部喫茶課 陽向悠里
- 暗黒の彼方 堂場瞬一
- 天国行きのバス 清水晴木
- 朧の花嫁 五 みちふむ
- ①お勝手のあん(13) あんと懐かしい人々 柴田よしき
- ①かくれねこざっかのまち shimizu

ほか

①は吉岡総合センターなごめ～のの新着図書です

春の読書週間がスタート

4月23日(木)～5月12日(火)まで「春の読書週間」

また、4月23日(木)は「子ども読書の日」です。

期間中は図書室内にておすすめ本の展示を行います。



今年度の貸出雑誌のお知らせ

- ・LDK (晋遊舎) ・レタスクラブ (KADOKAWA)
- ・ゆうゆう (主婦の友社) ・健康 (主婦の友社)
- ・COTTON TIME (主婦の友社)
- ・趣味の園芸 (NHK出版) ・LDK the Beauty (晋遊舎)

新たに2誌が加わり、今年度は7誌に決定しました。いずれも貸出可能で、継続している雑誌については過去2年分のバックナンバーも貸出することができます。(雑誌コーナーにない場合は職員にお声かけください)

今月のイベント

- ①【ブックスタート】16日(木) 13:30～健康づくりセンター
- ②【よみきかせのかい】18日(土) 10:30～11:00
- ③【移動図書】21日(火) 福小 10:00～、吉小 12:30～
- ④【みんなの押し本コーナー】15日(水) 福祉センター1階ロビー
- ⑤【BOOKフェア】「災害・防災」

4月30日まで図書室前廊下にて展示しています。



図書室カレンダー(4月)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16 ★	17	18 ▲
19	20	21 ●	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

- 休室日
- 移動図書
- ▲よみきかせかい
- ★ブックスタート

生涯学習コーナー

第3回高齢者学級閉講式

2月18日(水)、福祉センター集会室にて『第3回高齢者学級閉講式』が行われ、58人の学級生が参加しました。

今年度は、道南を拠点に活動する斎藤まりなさん、高橋理沙さんをお招きし、津軽三味線・和太鼓を披露していただきました。鋭く力強い津軽三味線の音色と和太鼓の重厚なリズムが重なり合い、会場全体が大いに盛り上がりました。



令和7年度わたしの推し本コンクール表彰式

2月25日(水)、福祉センター音楽室にて『令和7年度わたしの推し本コンクール表彰式』が行われました。

昨年までは、読書感想文・感想画を募集しておりましたが、今年度からは、感想文・感想画だけでなく、本を紹介するPOPや帯などのジャンルから応募ができるようになりました。

小学生から中学生まで合計120点の応募がありました。各賞の受賞者については次のとおりです。

【受賞者】

	最優秀賞	優秀賞	奨励賞
小学校 低学年の部	ユマ ソウスケ 小間 湊介	カントウ ナギ 管藤 凧	ニイヤマ ケイシ 新山 圭瞬
小学校 中学年の部	ヤマダテ ハルマ 山館 晴馬	ムラタ ミオヒ 村田 滯柊	サトウ マイカ 佐藤 舞果
小学校 高学年の部	バタイ キサキ 馬躰 希咲	ワタナベ アイリ 渡邊 愛梨	セキ イチカ 関 一花
中学生の部	カドヤ ルイ 角谷 琉唯	ヤマダテ ユメカ 山館 夢花	ヤマグチ ナオコ 山口 直子



映画「大地の侍」上映セミナー

3月2日(月)、青函トンネル記念館にて『映画「大地の侍」上映セミナー』を開催しました。映画「大地の侍」は、明治維新後の北海道開拓民の物語を描いた映画です。

セミナーではHAL財団の伊東和紀さんによる北海道の開拓の歴史・福島町の通史解説などを聞き、映画鑑賞後は参加者による活発な意見交換が行われました。

HAL財団より映画「大地の侍」DVDをご寄贈いただきました。寄贈いただいたDVDは、福祉センター図書室で借りることができます。ぜひご利用ください。



第17回ひな・武者人形まつり開催中

2月21日(土)～5月6日(水)まで福島町チロップ館にて、第17回ひな・武者人形まつりを開催しています。

今年は、御殿造りのひな段がさらにパワーアップしました。チロップの会のみなさんの力作をご覧ください。



4月の行事

◆「みんなの推し本コーナー」展示

期日 4月15日(水)～5月30日(土)

場所 福祉センター 1階ロビー

内容 小学生・中学生が学校の授業で作成した本のPOPや帯を展示します。



4月総合体育館カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

国民年金のお知らせ

20歳になったら国民年金

◆誰が加入するの？

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方は国民年金への加入が法律で義務付けられています。

◆保険料はいくら？

令和8年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1カ月あたりの保険料は17,920円です。

国民年金加入のご案内

①20歳になった方へ、日本年金機構から加入のお知らせが送付されます

※加入の手続きは不要です

※すでに厚生年金に加入している方や、配偶者の扶養に入っている方は除きます

②20歳の誕生日からおおむね2週間後に「国民年金加入のお知らせ」など下記の書類が届きます

〈送付内容〉

- ・国民年金加入のお知らせ
- ・国民年金の加入と保険料のご案内
- ・国民年金保険料納付書
- ・学生納付特例申請書
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・返信用封筒
- ・基礎年金番号通知書

※国民年金加入のお知らせが届かない場合は、役場または年金事務所にて加入の手続きが必要です

◆学生納付特例制度

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度が設けられています。

町民課または吉岡支所、お近くの年金事務所にて手続きすることができます。

◆免除・納付猶予制度

収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は前年所得に応じて、保険料の全額または一部の免除や保険料の納付が猶予される制度があります。

町民課または吉岡支所、お近くの年金事務所にて手続きすることができます。

お問い合わせ先：町民課 戸籍年金係 ☎47-4681
函館年金事務所 ☎0138-31-9086 (国民年金課)

電動生ごみ処理機購入の補助金について

家庭から排出される生ごみを減量するために、乾燥型の電動生ごみ処理機を購入した町民の方への支援として、補助金をつぎのとおり交付しています。

対象世帯	・福島町に住所があり、かつ住んでいる方 ・購入した機器などを常に良好な状態で維持管理できる方
助成額	購入価格の75%（送料や付属の消耗品等は除きます）
助成限度額	60,000円
数量	1世帯につき1台まで

※生ごみ処理機は、町内・町外の家電量販店で購入した場合のほか、インターネット・通信販売で購入した場合も補助対象になります。（領収書などが必要となります）
詳しくは役場町民課までお問い合わせください。

ごみ処理経費の削減にご協力をお願いします！

2月の福島町から排出された家庭ごみの量は54,640kg（町民1人あたり16.8kg）となっており、渡島管内で比較しても福島町から出るごみの排出量は多い状況となっています。

ごみが減ると、ごみを処理するための費用が少なくなりその分をほかの政策で有効活用することができます。

ごみ処理経費の削減にご協力をお願いします。

ごみ処理にかかる経費

約1億4千万円（年間）

=町民1人あたり約42,000円の負担



ごみの分別回収にご協力をお願いします

お問い合わせ先：町民課 町民係 ☎47-4681

～縁の下の力持ち～

建物を支えるコンクリート基礎杭を作っています



株式会社 **北雄産業**

函館福島工場 松前郡福島町字千軒83-1

TEL (0139) 47-3320 <http://www.hokuyuu.com>

JISマークの製品と一緒に作りませんか？
通勤・資格・住宅・家族・冷暖房等各種手当あり。
退職金制度、映画やコンサート等の代金補助、奨学金返還支援など
福利厚生も充実。入社祝い金5万円(規定あり)。

従業員
募集中

令和8年度および令和8年度以降の 浄化槽整備事業のお知らせ

町では、清潔で快適な生活環境をすすめるとともに、川や海をきれいにするため平成23年度から浄化槽整備事業を進めています。対象住宅は、専用住宅などです。

浄化槽工事のうち、町が行う工事、申請者が行う工事は次のとおりです。



町が行うもの

- 浄化槽本体
- 町が必要と認める工事

申請者が行うもの

- 自宅内排水設備工事
- 水洗トイレ改造工事



浄化槽設置に必要なこと

- 設置する用地を町が使用するため、土地所有者と申請者の同意が得られていること
- 設置する用地に障害物がないこと
- 工事費用の負担ができること

浄化槽工事分担金

工事費により分担金の額は違いますが、限度額が設定されています。浄化槽設置の際に人槽区分に応じて1回のみ分担金を納付していただきます。

人 槽	分担金 (限度額)	家屋延床面積
5人槽	129,100円	130㎡以下
7人槽	150,200円	130㎡を超える

※分担金は消費税込みの金額です

浄化槽使用料

浄化槽の年間維持費は、人槽区分によって異なりますが、維持費の2/3は町が負担し、1/3を使用する方に使用料として納付していただきます。

人 槽	月 額	
	初年度	2年目以降
5人槽	1,900円	1,700円
7人槽	2,100円	2,000円

- ※月額使用料は清掃回数などにより変更があります
- ※維持費は法定検査料、保守検査料、清掃料です
- ※使用料は消費税込みの金額です

申請者が設置する水洗トイレや配管工事に助成制度があります

既存の住宅でトイレの改修や排水設備など、水洗化にかかる工事は、家の構造や改修方法によって異なりますが、町では工事費の60万円を上限として2/3を補助します。

補助金の参考例

工事費	町補助金	申請者負担額
600,000円	400,000円	200,000円
800,000円	400,000円	400,000円

※そのほか、融資あっせん制度があります

浄化槽設置の申込について

令和8年度は10基分の新設を予定しています。設置順は新築を優先し予約順となっていますので、設置を希望される方は、お早めに連絡をお願いします。

定数を超えた場合は翌年度となります。

また、新築の予約は令和8年6月30日(火)までとさせていただきます。

お問い合わせ先：町民課 衛生係 ☎47-4681

国民健康保険資格の異動手続き お忘れではないですか？

3月から4月にかけては進学や就職などによる転入や転出、社会保険などの加入や脱退などが特に発生しやすい時期です。

国民健康保険の加入や脱退の手続きをお済みでない場合は役場福祉課もしくは吉岡支所にて忘れずに必ず手続きをしてください。

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入するとき	福島町に転入してきたとき	転出証明書
	離職などにより社会保険などをやめたとき ※任意継続期間終了を含む	社会保険などの喪失（脱退）証明書 ※発行については、職場へお問い合わせください
	社会保険などの扶養から外れたとき	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
脱退するとき	福島町から転出するとき	資格確認書もしくは資格情報のお知らせ
	就職などにより社会保険などに加入するとき	新たに加入した社会保険などから発行された資格確認書または資格情報のお知らせ
	社会保険などの扶養に入るとき	
	死亡したとき	資格確認書もしくは資格情報のお知らせ
その他	転居により住所が変わったとき	資格確認書もしくは資格情報のお知らせ
	世帯主を変更するとき	
	世帯分離をするとき	
その他	資格確認書などを紛失したとき	本人確認書類
	進学のために転出をするとき	進学先の合格通知書または在学証明書
	障がい者施設や児童福祉施設、一部の介護施設などへ入所するために転出するとき	資格確認書もしくは資格情報のお知らせ
	マイナ保険証の利用登録を解除したいとき	マイナンバーカード

お問い合わせ先：福祉課 国民健康保険係 ☎47-4682

障がい福祉サービス・制度のご紹介

障がいのある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。
(主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります)

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要で、本人・家族の課税状況などに応じて費用の一部負担がある場合や、サービスが受けられない場合もあります。

■手帳制度

身体障害者手帳	
対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能および小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方
内容	・障がいの程度により手帳の等級には1級～6級までの区分があります
療育手帳	
対象者	函館児童相談所（18歳未満）または、北海道立心身障害者総合相談所（18歳以上）において、知的障がい者と判断された方（知的機能の障がいがあるが、おおむね18歳までにあらわれた方）
内容	・IQなどの判定により、A（重度）またはB（中、軽度）の区分があります
精神障害者保健福祉手帳	
対象者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある方
内容	・障がいの程度により手帳の等級には1級～3級までの区分があります ・手帳の有効期限は交付から2年間で、更新が必要な時には、有効期限が切れる3カ月前から更新申請ができます

■障害者総合支援法

障がい福祉サービス	
内容	・身体・精神および知的障がい者（各障害者手帳所持者）または難病などに罹患しているなど、一定の条件を満たす方に対して、介護の支援（居宅介護、施設入所など）または訓練などの支援（自立訓練、就労移行支援など）を行います ※介護保険制度が優先されます
自立支援医療	
内容	・身体障がいの更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療に関する医療費の助成を行います

■補装具の購入・修理

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている、または難病などに罹患しているなど、一定の条件を満たしており、その障がいの程度に応じた判定の結果、補装具が必要と認められた方 ※介護保険制度が優先となります
種類（例）	聴覚障がい：補聴器 視覚障がい：眼鏡、盲人安全つえ など 肢体不自由：義肢、装具、車いす など

■日常生活用具の給付・貸与

対象者	在宅の日常生活を営むことが困難な身体障がい者（児）、または難病などに罹患しているなど、一定の条件を満たす方 ※介護保険制度が優先されるものがあり、障がいの種類・等級などに一定の条件があります
種類	ストマ用具、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊寝台 など

■福祉手当の支給（支給額は、令和8年度以降の月額です）

特別児童扶養手当	
対象者	心身に著しく障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している者 ※障がいの種類・等級などに一定の条件があります
支給額	1級：月額 58,450円 / 2級：月額 38,930円
内容	・受給者およびその扶養義務者の所得が一定以上の場合は支給されません ・児童が福祉施設などに入所している場合や、児童が障がいによる公的年金を受けているときは支給されません
特別障害者手当	
対象者	在宅で心身に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方 ※障がいの種類・等級などに一定の条件があります
支給額	月額 30,450円
内容	・受給者およびその扶養義務者の所得が一定以上の場合は支給されません ・受給者が福祉施設などに入所している場合や、医療機関に3カ月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	
対象者	在宅で心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者 ※障がいの種類・等級などに一定の条件があります
支給額	月額 16,560円
内容	・受給者およびその扶養義務者の所得が一定以上の場合は支給されません ・受給者が福祉施設などに入所している場合や、障がいによる公的年金を受けているときは支給されません

■有料道路通行料金免除

対象者	身体障がい者本人が運転する場合と、重度の身体および知的障がい者が乗車し介護者が運転する場合、車1台について有料道路を利用する際の通行料金が半額免除となります。 また、親族や知人などの所有する自家用車・レンタカー・車検時の代車・タクシーなど事前に登録した車両以外についても割引を受けることができます。
-----	--

■NHK受信料の減免

対象者	身体・精神および知的障がい者がいる世帯で、その世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除の対象となります。 町民税課税世帯の場合は、世帯主が視覚障がいおよび聴覚障がいである場合や、重度の身体・精神および知的障がい者である場合は、半額免除の対象となります。
-----	--

お問い合わせ先：福祉課 福祉係 ☎47-4682



診療所だより

～やまゆりの風～

「かくれ脱水にご注意を」

「かくれ脱水」は、自覚症状がないまま体内の水分不足状態が数日間にわたって続き、気づかないうちに深刻な健康問題につながる可能性があります。
脱水と聞くと、夏場に汗を大量にかくことで起こると思われがちですが、では、なぜ春でも脱水になるのでしょうか？

冬の間は、水分摂取量が少なくなりがちです。
春の訪れを感じても、当分の間、体の体温調節機能は冬のままです。
気温の変動に体が追い付かない状態で、春も冬と同じように水分摂取が少ないと、気づかないうちに脱水が進行してしまいます。



脱水のサイン

- ・なんとなくだるい
- ・頭が重い
- ・尿の色が濃い
- ・皮膚や唇が乾燥している
- ・めまい、ふらつき
- ・こむら返り（足がつる）



対策

- ・のどが渇く前に、こまめに水分をとる
- ・起床時や入浴後にも、コップ1杯の水を飲むことを意識する
- ・カフェイン飲料に偏らないようにする

環境の変化も脱水の原因に……

入学や就職などで生活環境が大きく変わる人は、気候の変化や、慣れない環境での緊張による発汗などで脱水が起こることもありますので、水分補給はこまめに行いましょう。

臨時休診のお知らせ

院長出張のため、4月17日(金)を臨時休診といたします。

ご迷惑をお掛けしますが、ご了承の程よろしくお願いいたします。

やまゆりクリニックからのお願い

3日以内に37.0℃以上の発熱や風邪症状のある方は、来院される前にお電話でご連絡をお願いいたします。

4月診療日カレンダー

×…休診日、●…通常診療、▲…午前診療日
★…受付午後6時まで、○…日曜当番日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			1 ●	2 ▲	3 ●	4 ×
5 ○	6 ●	7 ★	8 ●	9 ▲	10 ●	11 ▲
12 ×	13 ●	14 ★	15 ●	16 ▲	17 × 臨時休診	18 ×
19 ×	20 ●	21 ★	22 ●	23 ▲	24 ●	25 ▲
26 ×	27 ●	28 ★	29 ×	30 ▲		

福島町国民健康保険診療所

やまゆりクリニック

◎内科・消化器内科・小児科／院長 光銭健三
☆専門外来 ピロリ菌外来・禁煙外来・認知症外来

診療案内

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:30～11:45	●	●	●	●	●	▲
午後 1:00～5:00	●	●	●	訪問診療	●	-
5:00～6:30	-	●	-	-	-	-

※受付は、診療時間終了の30分前までです。

火曜日は夜間診療有
木曜日は12時まで診療
▲第2・4土曜日のみ診療

■お問い合わせ先
福島町字福島139番地1
☎(0139) 47-3101

「キシリトール」って何？

テレビCMや商品表示などで「キシリトール」という単語を見たり聞いたりしたことはないでしょうか？虫歯予防に効果があると言うことは理解できてもなぜ効果があるのか、どのように使用するのが良いのかわからないまま食べている方も多いのではないのでしょうか？

キシリトールは主に白樺などから作られる甘味料で、甘味は砂糖と同じくらいですがカロリーは約3/4と控えめで血糖値の上昇を抑える特徴もあるので糖尿病の方にも安心して使用できます。

なぜ効果があるの？

虫歯の主な原因は口の中のミュータンス菌という細菌が口の中の糖分をエサにして酸を作り出し、それが歯の表面を溶かすことで虫歯ができます。

しかし、キシリトールはミュータンス菌に吸収されても酸を作り出すことが出来ないため、虫歯予防に適しているのです。

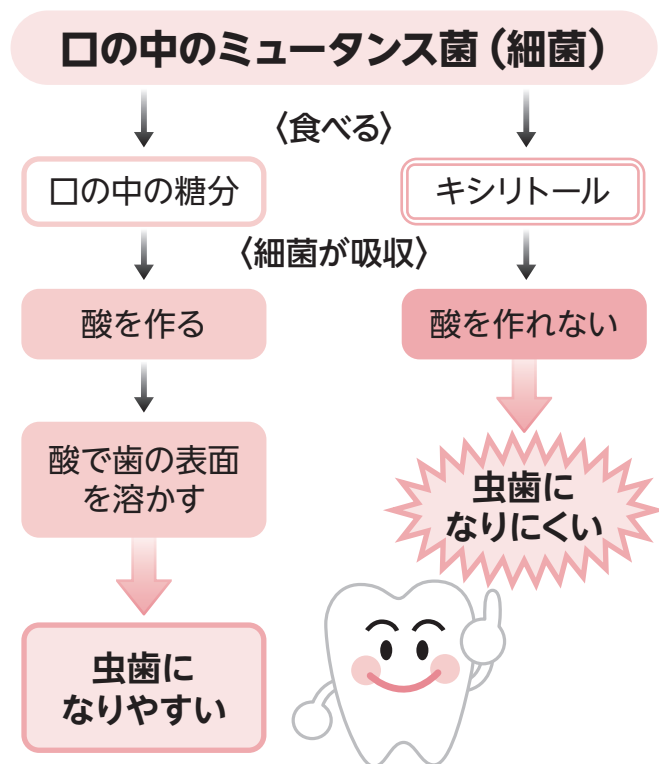
使用の目安は？

キシリトールを含む食品として、ガムやタブレットが有名ですが、効果を最大限に引き出すにはキシリトール100%のもの、もしくは50%を超えていて、ほかの糖類が0gであるものが良いです。

1日3～10個くらいの量を3回くらいに分けて5～10分くらい噛み、3カ月以上継続するのが効果的です。（食後や間食後が効果的です）

- 注意点 -

ただし過剰摂取すると、一時的に下痢などの消化器症状がでることがあるので慣れていない場合は注意が必要ですし、5歳未満のお子さんには誤嚥や消化不良の心配があるので、ガムやタブレットを食べるときは注意してください。



キシリトールは補助的な予防手段なので、歯磨きなどの基本的なケアはしてください

（文責：ふくしま歯科診療室 上嶋 秀司）

訂正とおわび

広報ふくしま令和7年12月号の福島町三師会の健康情報コーナー「かみ合わせ・歯ならび」についての掲載内容に誤りがありました。訂正しておわびいたします。

【8020運動をご存じですか？】4行目

誤
30本以上の歯が残っていて適切なかみ合わせの場合、硬い食べ物でもほぼ満足にかむことができると言われています。

正
20本以上の歯が残っていて適切なかみ合わせの場合、硬い食べ物でもほぼ満足にかむことができると言われています。

マリンビジョンニュース

福島地域マリンビジョンニュースは、町民のみなさんと一緒に水産業を核とした地域振興を進める「福島地域マリンビジョン計画」の推進状況などをお知らせするおたよりです。

令和7年度 食育教室「福島町の漁業を学ぼう！」

2月26日(木)、福島小学校にて渡島西部地区漁業士会が主催する食育教室「福島町の漁業を学ぼう！」が、福島・吉岡両小学校5年生の児童16名を対象に開催されました。

この食育教室では、福島町の基幹産業である漁業や主要水産物であるコンブ、ウニ、イカについて深く知ってもらうことを目的として講話と調理実習を行っています。

講話では、渡島西部地区漁業士会の方々による養殖コンブの成長過程や、日本地図を使用してのイカ釣り漁業について説明し、ウニ取りの疑似体験をしてもらう活動も行われました。

調理実習では、福島吉岡漁業協同組合福島地区女性部のご協力により、福島町の主要水産物であるコンブとイカを使用したコンブサラダ、イカめしを作りました。

また、株式会社北海シーウィードから福島町産のコンブを使用した惣菜を提供していただき、児童たちへ配布されました。

児童たちは普段食卓に並ぶ水産物がどのように漁獲されているのかを学び、自分たちで調理することで故郷の漁業への理解を深めることができました。



漁協青年部・わかめ直売会

3月7日(土)、福島吉岡漁協吉岡本所荷捌所にて福島吉岡漁協吉岡地区青年部によるわかめの直売会が開催されました。

袋詰めにしたわかめを販売し、多くの買い物客で会場が賑わいました。



補助金・奨励金の上限額が変わります！

①空家等除却補助金

平成28年から始まった空家解体のための補助制度の上限額が4月から変わります。

対象となる建物

- ・「空家」および「空家になる見込みの建物」
- ・解体、撤去後に住宅などの建設を予定していない

補助対象者

- ・建物の所有者、相続人、またはこれらすべての対象者から委任を受けた方
- ・町税に滞納がない方

解体業者

- ・町内の建築・土木業者

補助金の額

- ・1敷地につき解体費の2分の1以下で60万円が限度額 ▶ **100万円が限度額**

変わります！

お問い合わせ先 建設課 ☎47-3006

②住宅リフォーム補助金

令和8年度もリフォーム工事の費用に対する補助金を交付します。

対象となる住宅

- ・町内に建設されている個人名義の住宅

補助対象者

- ・町内に住所がある方
- ・住宅の所有者または所有者の直系親族の方
- ・町税に滞納がない方

対象工事

- ・リフォーム工事の経費が30万円以上
- ・町内の建設業者などが施工する
- ・交付決定前に着工しておらず、3月末までに実績報告書を提出できる工事

補助金の額

- ・補助対象工事費の10%以内で30万円が限度額

変わります！

20%以内で100万円が限度額

お問い合わせ先 企画課 ☎47-3007

③定住促進住宅等奨励金

町内建設業者から住宅取得の場合の、奨励金額の対象区分が4月から追加されます。

補助対象者

- ・町内に住所があり、現在アパートなどに入居している、または親と同居しており現在住宅を所有しておらず、新築・中古住宅を購入した方
- ・町内に定住する目的で新築・中古住宅を購入した方
- ・町税に滞納がない方

申請期限

- ・受給資格が満たされてから1年以内

補助金の額

建設業者	請負金額・住宅購入金額	奨励金額
町内建設業者	500万円以上1,000万円未満	50万円
	1,000万円以上2,000万円未満	100万円
	2,000万円以上	200万円
町外建設業者または町外所有者からの住宅購入	500万円以上1,000万円未満	25万円
	1,000万円以上	50万円

追加されます！

お問い合わせ先 企画課 ☎47-3007

ご存知ですか？

福島町のさまざまな制度

住まい



福島町移住促進引越支援補助金

移住に関する引越し費用の負担の軽減を図るため、補助金を交付します。

※交付後5年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

住宅リフォーム補助金

定住を目的として住宅をリフォームする方へ費用の一部を補助します。

※交付後5年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

産業活性化サポート事業

町内産業の活性化に向けて活動する団体などに、補助金を交付します。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

水産業担い手支援事業

新たに漁業への就労を希望する方へ、奨励金などを交付します。

※交付後10年以内に漁業協同組合員を脱退した場合、奨励金を返還していただきます

●お問い合わせ先

産業課水産係 ☎47-3002

空家等除却補助金

町内の空き家および空き家となる見込みの建物を解体する費用の一部を補助します。

●お問い合わせ先

建設課(空家担当) ☎47-3006

定住促進住宅等奨励事業

定住を目的として住宅を新築・購入した方へ、奨励金を交付します。

※交付後10年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

無線インターネット接続環境整備事業

新規に光回線を整備し、無線によるインターネット接続環境を整備する場合、費用の全額または一部を助成します。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007



サポート 担い手育成

農林業担い手養成事業

新たに農林業への就労を希望する方へ、奨励金などを交付します。

※交付後10年以内に農林業に従事しなくなった場合、奨励金を返還していただきます

●お問い合わせ先

産業課農林係 ☎47-3002

福島町ではさまざまな制度により、福島町に住んでいる皆さんの生活や事業を応援しています。制度の利用をお考えの方は、各お問い合わせ先へご相談ください。

※各制度には一定の基準や限度額がありますので、ご利用前に必ずご確認ください

出産・子育て



妊婦のための支援給付金

妊娠給付認定後に5万円、胎児の数の届出後に胎児1人あたり5万円の給付金を支給します。

●お問い合わせ先

福祉課福祉係 ☎47-4682

妊産婦安心出産支援事業

妊産婦の方が町外の産科医療機関へ通院した際の交通費や、出産直前の準備で町外に宿泊した際の宿泊費の一部を助成します。

●お問い合わせ先

福祉課福祉係 ☎47-4682

不妊治療等助成事業

不妊症に係る治療を受けた方の経済的負担の軽減を図るため、治療費や交通費の一部を助成します。

●お問い合わせ先

福祉課福祉係 ☎47-4682

出産祝金交付事業

お子さんが生まれた方へ、奨励金を交付します。

※交付後10年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007



地元企業雇用等促進事業

北海道福島商業高等学校の新卒業生や、外国人技能実習生を雇用する町内の事業者に対し、助成金を交付します。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

北海道福島商業高等学校 就学支援事業

北海道福島商業高等学校へ通学する生徒の保護者の負担軽減を図るため、入学奨励金、通学定期乗車券購入費用、普通自動車運転免許証取得費用などを助成します。

●お問い合わせ先

教育委員会事務局学校教育係
☎47-3675

人財育成支援事業

資格取得や研修会などの参加・開催を予定している方へ、補助金を交付します。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007



町議会定例会 3月会議

3月10日(火)から12日(木)までの3日間、町議会定例会3月会議(予算審査特別委員会含む)が開催されました。

会議では令和8年度町政執行方針のほか議案28件、報告1件、発委2件、同意2件が審議され、原案のとおり可決されました。

☆条例一部改正

●特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

福島町地域農政総合対策推進協議会条例および福島町林業振興協議会条例を廃止することから、条例の一部を改正しました。

●職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和7年度の人事院勧告による給与制度の見直しに伴い、条例の一部を改正しました。

●特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

人事院勧告により一般職員の給与水準が増加傾向にあるため、特別職についても給与水準を見直すため、条例の一部を改正しました。

●福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北海道より令和8年度の標準保険料率が示されたことに伴い、条例の一部を改正しました。

●福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

専称寺解体により墓地の寄付があり、町有墓地に追加が生じたため、条例の一部を改正しました。

●横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例

個人および団体の入館料を見直すため、条例の一部を改正しました。

●福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例

個人および団体の入館料を見直すため、条例の一部を改正しました。

●福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例

近年の人件費および燃料費などの物価高騰の影響による住宅建設費上昇に対する負担軽減を図るため、条例の一部を改正しました。

☆条例の廃止

●福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例

当初の目的に対する役割を終えたため、条例を廃止しました。

●福島町林業振興協議会条例を廃止する条例

当初の目的に対する役割を終えたため、条例を廃止しました。

☆計画の変更

●第6次福島町総合計画の変更について

令和7年度定例会12月会議において議決された本計画について、事業内容に変更が生じたため、第6次福島町総合計画における前期実施計画の一部を変更しました。

●福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

現行計画が令和7年度をもって終了するため、計画期間および取組内容の時点修正など計画の一部を変更しました。

☆補正予算

●令和7年度福島町一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億8,379万千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億200万3千円に補正しました。

●令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,898万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,094万3千円に補正しました。

●令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,160万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,819万3千円に補正しました。

●令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額からそれぞれ56万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,684万円に補正しました。

●令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,684万2千円に補正しました。

●令和7年度福島町水道事業会計補正予算

収益的収入から164万9千円を減額、収益的支出から226万7千円を減額、資本的収入から1,528万円を減額、資本的支出から1,732万2千円を減額しました。

●令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算

収益的収入から1,315万3千円を減額、資本的支出から1,068万円を減額しました。

☆公の施設の指定管理者の指定

次の公の施設について、指定管理者を指定しました。

●道の駅「横綱の里ふくしま」

[指定管理者として指定するもの]

松前郡福島町字福島820番地

一般社団法人福島町まちづくり工房

代表理事 平野 松寿

[指定の期間]

令和8年4月1日から令和13年3月31日

まで（5年間）

☆積立金の処分

●福島町財政調整基金の積立金の処分について

同基金の積立金について、令和8年度福島町一般会計予算の財源として、4億円以内を繰り入れ支消することを決議しました。

☆令和8年度各会計予算

主な内容は、令和8年度予算の概要（16～17ページ）に掲載していますので、そちらをご覧ください。

☆報告

●福島町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

☆発委

●福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例について

●福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例について

☆同意

●監査委員の選任について

高田 重美さんの選任が同意されました。

●固定資産評価審査委員会委員の選任について

飯田 富雄さんの選任が同意されました。

夜間議会を開催

3月10日（火）、午後6時より町議会定例会3月会議夜間議会が開催されました。

夜間議会では、4名の議員が次の事項について一般質問しました。

☆3月10日（火）夜間議会での質問

●藤山 大議員

防災インフラの重要性と回復力の強化について

●熊野 茂夫議員

津波避難計画について

●木村 隆議員

旧吉岡温泉の解体における防災広場の整備について

●平沼 昌平議員

第2青函トンネル構想の実現で未来につなぐ町づくりについて



役場からのお知らせ

町職員の人事異動

町職員の人事異動についてお知らせします。
() 内は前任課と職名となります。

退職者 (3月31日付)

高橋 義広 (福祉課 係長)

松川 泰雅 (建設課 主事)

ゴールデンウィーク中の し尿の汲み取りについて

5月2日(土)～6日(水)までは、し尿の汲み取りを行いませんので、必要な場合は早めにお申し込みください。

■お申し込み先

有限会社上嶋環境営繕 ☎47-2037

■受付時間

午前8時から午後5時まで

◆お問い合わせ先◆

町民課 ☎47-4681

林野火災に注意しましょう！

空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期となりました。

森林は、自然とのふれあいの場として、多くの人々に利用されています。

しかし、毎年春になると集中発生する林野火災によって、全国各地で貴重な緑の資源が失われています。

林野火災が4月から6月に集中していることから、この期間を『林野火災危険期間』とし、とくに4月10日(金)から5月20日(水)までを『林野火災予防強調月間』として積極的に予防運動を進めます。

1人ひとりが貴重な緑を守るため、林野火災の防止にご協力をお願いします。

◆お問い合わせ先◆

産業課農林係 ☎47-3002



お知らせ

令和8年度の保険料率改定について

令和8年3月分(4月納付分)から健康保険料率は10.28%(-0.03%ポイント)、介護率は1.62%(+0.03ポイント)となります。

また、令和8年4月分(5月納付分)から始まる子ども・子育て支援金率は0.23%となります。

ご自身の健康づくりや医療のかかり方が将来的な北海道の医療費上昇、保険料率の伸びを抑えることにもつながりますので、ご協力をお願いします。

◆お問い合わせ先◆

全国健康保険協会(協会けんぽ)北海道支部
☎011-726-0352(代表)

父母の離婚後の子の養育に関する ルールが改正されます

令和6年5月17日、民法の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)が成立しました。

この法律は、父母の離婚などに直面する子どもの利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与などに関する民法などの規定を見直すものです。

この法律は令和8年4月1日に施行されます。詳しくはこちらをご覧ください。



▲法務省ウェブページ



▲民法等改正法パンフレット



YOSAKOIソーラン祭り ●● 市民審査員募集のお知らせ

YOSAKOIソーラン祭り実行委員会では、次のとおり市民審査員を募集します。

演舞を観て感じた『感動』が審査基準のため、特別な技術や知識は必要ありません。

■活動日程

6月13日(土) 午前9時30分～午後7時
6月14日(日) 午前9時30分～午後9時
上記の中で3時間程度

■活動場所

札幌市中央区 大通公園周辺

■定員

180人程度(抽選)

■募集期間

4月1日(水)～24日(金)

■申込方法

募集要綱を確認のうえ、応募フォーム(QRコード)よりお申し込みください。

ホームページ:<https://www.yosakoisoran.jp/>

QRコード: 応募フォーム▶



◆お問い合わせ先◆

YOSAKOIソーラン祭り実行委員会

☎ 011-231-4351



函館美術館開館40周年記念 ●● 「うつくしき日本画」特別展開催

函館美術館開館40周年記念として、岡山県井原市に本社を置くシーピー化成株式会社の日本画コレクション(ひろしま美術館に寄託)より、横山大観、菱田春草、杉山寧といった著名な画家たちの作品を紹介し、時代とともに歩んできた日本画が織りなす美しく心温まる世界をお楽しみいただける、特別展「うつくしき日本画ー横山大観、菱田春草、杉山寧を中心に」を開催いたします。

■会場

北海道立函館美術館 特別展示室

■期間

4月18日(土)～6月21日(日)

■休館日

月曜日(5/4は開館)、5/7

■開館時間

午前9時30分～午後5時
(最終入場は午後4時30分まで)

■料金

一般: 1,300(1,100)円
高大生: 800(600)円
中学生: 500(400)円
※小学生以下無料(要保護者同伴)

()内は前売・団体・リピーター

◆お問い合わせ先◆

主催: 北海道立函館美術館

☎ 0138-56-6311

火災想定訓練の実施について ●●

4月20日(月)から4月30日(木)までの春の全道火災予防運動に伴い、火災想定訓練を次のとおり実施します。

実施当日は消防車がサイレンを吹鳴して走行しますので、火災などと間違いのないようお知らせします。

■日時・場所

4月22日(水) 午前8時45分～
吉岡地区

◆お問い合わせ先◆

福島消防署 ☎ 47-2119

改正労働安全衛生法が施行されます

4月1日から改正労働安全衛生法が施行され、①注文者に対して個人事業者などの保護、②事業者に対して高年齢者の労働災害防止の取組が義務付けられます。

詳しくは厚生労働省ホームページ（QRコード）をご覧ください。



◆お問い合わせ先◆

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署（支署）

自動車税の納税には キャッシュレスが便利です

5月に納税通知書が届きましたら、スマートフォンやパソコンから納税の手続きができます。

自宅や勤務先から手続きができ、納め忘れの防止にもつながりますので、キャッシュレス納税のご利用をご検討ください。

詳しくは、北海道のホームページをご確認ください。

北海道 **キャッシュレス納税** で検索！

◆お問い合わせ先◆

札幌道税事務所自動車税部
☎011-746-1190

有毒植物に気をつけましょう！

- ☑知らない山菜は、「採らない」「食べない」「売らない」「人にあげない」！
- ☑山菜に混じって有毒植物が生えていることがあります。1本1本よく確認して採り、調理前にもう一度確認しましょう。
- ☑家庭菜園や畑などで、野菜と観賞植物を一緒に栽培するのはやめましょう。
- ☑食用として植えた覚えのない植物は食べないでください。
- ☑野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を受けてください。
- ☑間違いやすい山菜・毒草
(近年、道内で死亡事例が報告されています)
・ギョウジャニンニク（食用）とイヌサフラン（毒）
・ニラ（食用）とスイセン（毒） など



◆お問い合わせ先◆

渡島保健所生活衛生課食品保健係
☎0138-47-9552



特定建設業 豊かな技術と確かな信頼工事
(株) 桧山電気工業

福島営業所

住所: 松前郡福島町字福島524 TEL: 47-3622

- ・高卒基本給 23万円 高卒入社1年目 平均年収400万円以上
- ・社員平均年収 約630万円（取締役除く）
- ・資格取得 会社負担（国家資格を除く）
- ・福利厚生も充実（資格・住宅・通勤・子供・職務手当、社員旅行、など）
- ・10代～30代の社員が多く勤務し、楽しくわきあいあい！！

【 桧山電気はこんな会社 】社員 45名

全国企業180万社の中、上位8%のA評価企業！

社員募集中



カッコいい制服！



社員旅行！



福島町PR！

詳細はホームページ検索→ 桧山電気

送電線増強工事のお知らせ

北海道電力ネットワーク株式会社では、現在、北海道と本州を結ぶ既設送電線「北斗今別直流幹線」の増強工事（電線1条の増設）を進めています。



昨年に引き続き、福島町内で送電線工事を実施します。

工事実施にあたっては、主に国道228号線を大型車両が通行し、山岳部へはヘリポート（ヘリコプター離着陸場）から送電線工事現場までヘリコプターを使用して資機材を運搬します。

工事期間中の大型車両やヘリコプターの往来などに対して、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**工事期間
(予定)**

**令和8年度
令和8年4月～12月まで**

◀ 工事位置図（国土地理院地図に加筆して作成）

お問い合わせ先

北海道電力ネットワーク株式会社 基幹系工事センター
札幌市中央区北6条西14丁目4番3号
【送電線工事に関するお問い合わせ】 送電グループ ☎011-251-4881
【全般に関するお問い合わせ】 用地グループ ☎011-251-4883

医療法人社団 幸智会 小笠原クリニック

理事長・院長 小笠原 実

〒049-1454 松前郡福島町字館崎350番地27 TEL: 0139-48-5231 FAX: 0139-48-5232

●内科・消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・皮膚科

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30～12:30	○	○	○	○	○	○
14:00～17:00	○	○	訪問診療	○	○	△

*第2、第4土曜日は休診
*受付時間は 8:00～12:00
13:30～16:30

2月21日(土)～5月6日(水)

第17回 ひな・武者人形まつり

千ロツフ館



ちびっこギャラリー

4月は福島保育所
つばめ組さんの作品です

「わたしとがぞく」



左から 谷藤 瑠李ちゃん、川崎 音楓ちゃん

広報 **ふくしま**

2026 4 第833号
月号
令和8年4月1日発行

■発行／福島町 ☎ (0139) 473001
<http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/>
E-mail : info@town.fukushima.hokkaido.jp
■印刷／阿部総合印刷(株)



福島町ホームページ